

サービス等生産性向上IT導入支援事業



**IT導入補助金2023**

# ITツール登録の手引き

通常枠(A・B類型)・セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入枠

(デジタル化基盤導入類型・商流一括インボイス対応類型)共通

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

TOPPAN株式会社

令和5年(2023年)8月1日策定

令和6年(2024年)1月30日改訂

## 本手引きについて

### **※IT導入補助金2023の申請受付は終了いたしました。**

本書はITツール [登録要領](#)を補足するものとして発行しています。

ITツールの申請を行う際は必ずITツール [登録要領](#)を熟読してください。



ITツールの登録申請を行うにあたって下記3点に留意してください。

#### 1. 誤解を与える広報・宣伝は行わないこと

ITツールの登録が完了していない段階で、自社のホームページ等においてIT導入補助金の登録ITツールであると宣伝を行うことを禁じます。また、登録後においても、以下の「NG例」にあげるような誤解を与える表現を用いること認められません。

OK例：“IT導入補助金 登録ITツール”

NG例：“経済産業省 推奨ITツール”







#### 2. 補助対象となるITツールを登録すること

補助対象外経費が含まれたITツールを登録し、補助金の交付を受けた場合は、補助金の受給後であっても返還の対象となります。本手引きの「ITツール対象・対象外早見表」を参照ください。

#### 3. 申請はわかりやすい内容であること、正しい情報であること

ITツールを登録する際に提出する情報は、第三者が見てもわかる内容・資料を提出してください。営業資料等で利用する抽象的な表現が多い資料の場合、適切な判断が出せず、審査の長期化を招きます。

本手引きでは、以下アイコンを用いて説明しています。

アイコン	意味
	注意事項を記載しています。
	説明文を記載しています。
	必要な書類について記載しています。
	参考になる情報を記載しています。
	記入例や入力例など、各種一例を記載しています。
	システム画面において、クリックする部分を示しています。

ITツール登録の大分類にあわせて、ページ上部にアイコンを表示しています。

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

## 目次

### 1. ITツールの登録要件

1. ITツール登録の注意点	P.7
2. ITツールの先行登録申請	P.8
3. ITツールの2つ目以降の登録	P.8
4. 申請から登録までの流れ	P.9
5. カテゴリー別の登録	P.10
6. 大分類Ⅰ ソフトウェア	P.11
7. 大分類Ⅱ オプション	P.18
8. 大分類Ⅲ 役務	P.20
9. 大分類Ⅳ ハードウェア	P.22
10.大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス	P.27
11.ITツール対象・対象外早見表(共通)	P.29

### 2. ITツールの価格の登録

1. 大分類Ⅰ ソフトウェア 価格の申告	P.31
2. 大分類Ⅱ オプション 価格の申告	P.35
3. 大分類Ⅲ 役務 価格の申告	P.36
4. 大分類Ⅳ ハードウェア 価格の申告	P.38
5. 大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス 価格の申告	P.40
6. 申請価格理由書	P.42

### 3. ITツールの登録フロー

1. 登録フロー	P.44
2. ステータス	P.45
3. 事務局との連絡	P.45
4. 登録済みITツール情報の変更	P.47
5. ITツールの申請取下げ・登録解除	P.47
6. ITツール入力項目表	P.48



#### 本紙の使い方

- ・目次のページ数の部分はアンカーリンクになっています。クリックすると該当ページへ飛ぶことができます。
- ・キーボードのCtrl+Fを押すことにより任意のテキストで検索することが可能です。

# 目次

## 4. ITツールと交付申請の関係

1. 交付申請 通常枠A類型 ..... [P.50](#)
2. 交付申請 通常枠B類型 ..... [P.51](#)
3. 交付申請 デジタル化基盤導入類型 ..... [P.52](#)
4. 交付申請 商流一括インボイス対応類型 ..... [P.53](#)
5. 交付申請 セキュリティ対策推進枠 ..... [P.54](#)

## 5. ITツールと実績報告の関係

1. 実績報告における注意事項 ..... [P.56](#)

## 6. ITツール入力画面イメージ

1. 大分類Ⅰ ソフトウェアの入力画面イメージ ..... [P.58](#)
2. 大分類Ⅱ オプションの入力画面イメージ ..... [P.67](#)
3. 大分類Ⅲ 役務の入力画面イメージ ..... [P.71](#)
4. 大分類Ⅳ ハードウェアの入力画面イメージ ..... [P.74](#)
5. 大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービスの入力画面イメージ ..... [P.77](#)

## 7. お問い合わせ

1. お問い合わせ先 ..... [P.81](#)



### 本紙の使い方

- 目次のページ数の部分はアンカーリンクになっています。クリックすると該当ページへ飛ぶことができます。
- キーボードのCtrl+Fを押すことにより任意のテキストで検索することが可能です。

# 1. ITツールの登録要件

1. ITツール登録の注意点
2. ITツールの先行登録申請
3. ITツールの2つ目以降の登録
4. 申請から登録までの流れ
5. カテゴリー別の登録
6. 大分類Ⅰ ソフトウェア
7. 大分類Ⅱ オプション
8. 大分類Ⅲ 役務
9. 大分類Ⅳ ハードウェア
10. 大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス
11. ITツール対象・対象外早見表(共通)

## 1. ITツールの登録要件

### 1-1 ITツール登録の注意点

ITツールの登録において、特に重要な注意点をあげています。ITツール登録の際には十分お気をつけください。

#### コンソーシアム幹事社は、構成員が登録するITツールの内容を把握・管理してください

ITツールの登録内容に疑問点があった場合、事務局からお尋ねする場合があります。その際には幹事社の方へご連絡をする場合もありますので、ITツールの申請内容については幹事者の方も把握・情報管理をお願いします。

#### わかりやすい資料を添付してください

ITツールが保有するプロセス、機能、仕様、価格がわかる資料を添付してください。

顧客への提案資料等、曖昧な表現で内容が分かりづらいものは不可です。

資料よりITツールの内容が十分に確認できない場合は差し戻しとなります。

ご提出いただいた必要書類にマイナンバー、保険者番号等の個人情報が記載されている場合、事務局にて該当の添付書類を削除いたします。必要書類の添付に際しては、原則マイナンバー、保険者番号等の個人情報が記載されていない書類を提出してください。マイナンバー、保険者番号等の個人情報が記載されている場合は、個人情報の記載箇所を黒塗りにするなど判別できないようにしてください。

#### ソフトウェアのITツールに役務やオプションなどを混在させないでください

1つのソフトウェアにつき、1つのITツールで登録してください。※

本補助金のITツール登録制度は、ソフトウェアやオプションなどを個別に登録し、交付申請の際に申請者に合わせてITツールを選択する方式になっています。

オプション製品や役務などをソフトウェアの登録に混合させず、用意されている適切なカテゴリーに分けて登録をしてください。

何かしらの理由で一式で登録したい場合は事前に事務局へ相談してください。

事前のご相談なく一つのソフトウェア以外ものが混在した状態でITツールの登録がされ、交付決定を受け、後にその内容が判明した場合、実績報告の際に交付決定を受けたITツールと、導入したITツールの一致確認ができず、その結果、補助金の支払いが出来ない場合もあります。

※ カテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービスを除きます。

詳細は[1-10サイバーセキュリティお助け隊サービスについて](#)を参照してください。

## 1-2 ITツールの先行登録申請

ITツールの先行登録(1つ目のITツール登録)は、IT導入支援事業者の登録申請時に行っていただきます。先行登録申請は、**大分類Ⅰカテゴリー1ソフトウェア、大分類Ⅴカテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービスのいずれか**のITツールを申請してください。

IT導入支援事業者登録申請時には、「事業者情報」、「ITツール情報」の2項目の入力をしてください。



※コンソーシアムとして登録を行う場合は、上記2項目に加えて、コンソーシアム構成員1者の情報入力も必要になります。

※ITツールは自社で取り扱う代表的なITツールを申請してください。



先行登録のITツールに不備があり、差し戻しとなった場合、ITツール情報を修正後、上記の「申請情報確認画面」から**登録申請ボタン**をクリックされるまでは再申請が完了しませんのでお気をつけください。

※ カテゴリー1ソフトウェアを申請する場合、汎用プロセス汎P-07のみを保有するソフトウェアは先行登録で申請することはできません。

※ IT導入支援事業者の申請に関しては、[IT導入支援事業者 登録要領](#)を確認してください。

※ ITツールのカテゴリー1ソフトウェアとカテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービスの登録要件は、[ITツール 登録要領](#)を確認してください。

## 1-3 ITツールの2つ目以降の登録

IT導入支援事業者として採択されたあとに、2つ目以降のITツールの登録が可能になります。交付申請の予定があるITツールを申請してください。



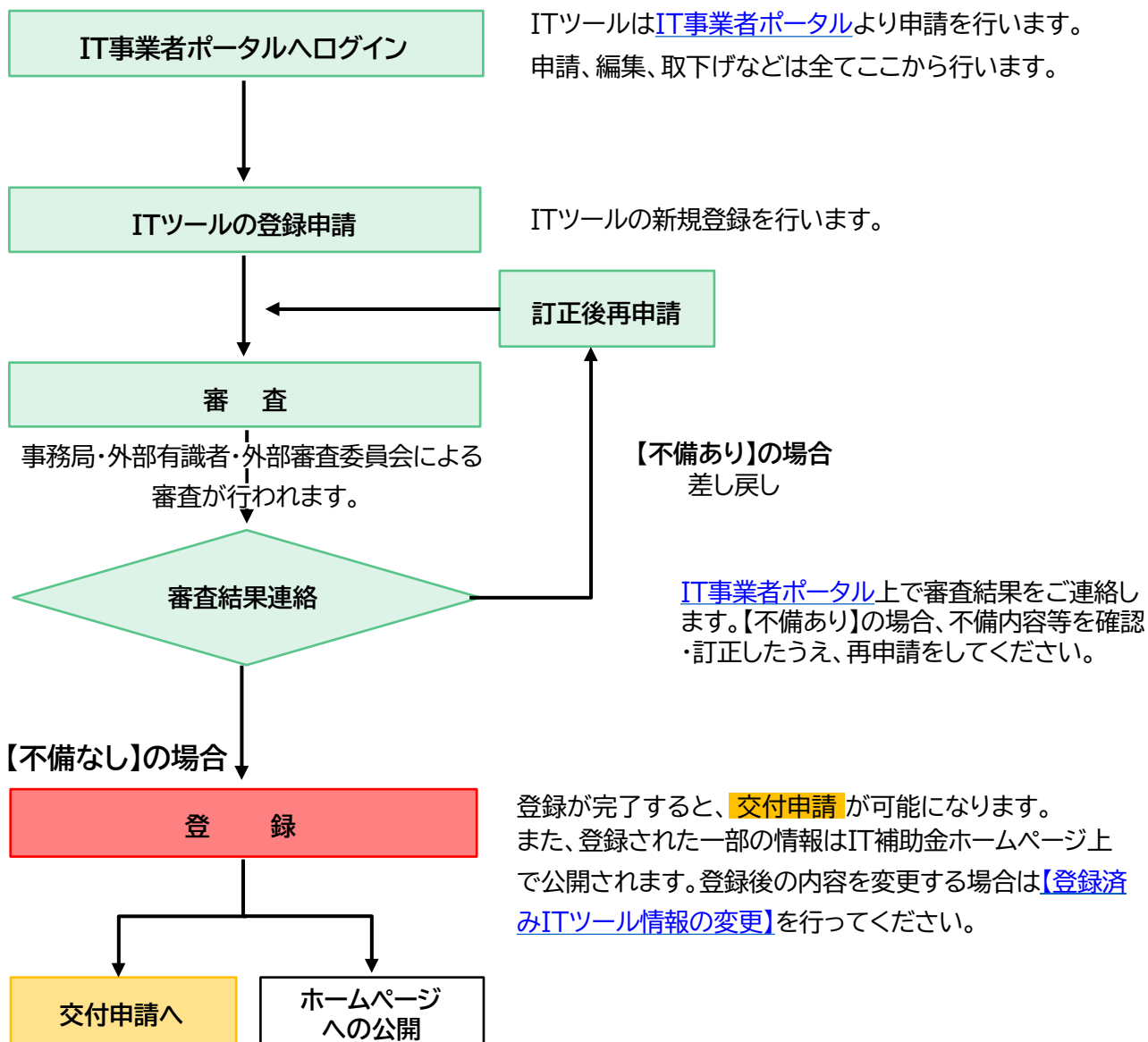
### <構成員の2つ目以降のITツール登録の流れ>

- ① 幹事社がIT事業者ポータルでのITツール検索画面において、「ITツール追加」を押下する(幹事社)
- ② ITツール登録画面から「ITツールの入力担当者」において、「構成員が入力」を押下する(幹事社)
- ③ 構成員ポータルから登録したいITツール情報を入力し、幹事社へ承認を依頼する(構成員)
- ④ IT事業者ポータルで構成員情報の登録内容を承認する(幹事社)
- ⑤ 幹事社の承認をもって登録申請完了



## 1-4 申請から登録までの流れ

ITツールの申請から登録までの流れは以下のようになります。



申請されたITツールは事務局・外部有識者・外部審査委員会の評価を経て正式に登録されます。ITツールの審査結果が出るまでの目安は受付日から最短で2営業日程度、最長で10営業日程度です。審査が終わり次第、順次[IT事業者ポータル](#)上でお知らせします。



IT事業者ポータルURL <https://console.it-shien.smrj.go.jp/IT-01/>

※パスワードを忘れた場合は「パスワードをお忘れの方はこちらから」にお進みいただきパスワードの再設定を行ってください。

## 1-5 カテゴリー別の登録

ITツールは、5つの大分類に区分され、10のカテゴリーに分かれます。交付申請を行う予定のソフトウェアと、その関連経費をITツールとして事前に申請し、審査を経て事務局に登録していただく必要があります。登録済となったITツールのみが、交付申請を行うことができます。また、交付申請では類型ごとに申請できるITツールが異なりますのでご注意ください。

### 大分類Ⅰ ソフトウェア



#### カテゴリー1 ソフトウェア

1つの製品に対し、1つのITツールの登録を行います。他のソフトウェア及びオプション、役務、ハードウェアと一緒に登録することはできません。

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

### 大分類Ⅱ オプション



#### カテゴリー2 機能拡張

#### カテゴリー3 データ連携ツール

#### カテゴリー4 セキュリティ

ソフトウェアの機能を拡張する目的のものや、セキュリティを確立するための補足的機能のアプリケーションはオプションに登録してください。

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

### 大分類Ⅲ 役務



#### カテゴリー5 導入コンサルティング

#### カテゴリー6 導入設定・マニュアル作成・導入研修

#### カテゴリー7 保守サポート

ソフトウェアの導入に伴って必要となる導入設定費用や、導入後のサポート費などは役務に登録してください。

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

### 大分類Ⅳ ハードウェア



#### カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機

#### カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOS・券売機

大分類Ⅰソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のうちいずれか1つ以上の機能が保有されるもの)の導入と合わせて購入する場合に限り、種類を限定的に対象となるハードウェアです。

デジタル化基盤導入類型

### 大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス



#### カテゴリー10 サイバーセキュリティお助け隊サービス

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービスです。

セキュリティ対策推進枠

## 1-6 大分類Ⅰ ソフトウェア

## 通常枠(A・B類型)の場合

## ✓ 通常枠(A・B類型) 登録要件

1. ITツール 登録要領にて定義するプロセスの中から1つ以上に該当すること  
プロセスには業務プロセスと汎用プロセスがあります。
2. 1つのプロセスの中で幅広く業務をカバーするソフトウェアであること
3. 「業種」「業務範囲」「業務機能」など仕様を明確に定義して開発され、一般に販売が開始されていること
4. 保有する機能を説明する資料を提出すること
5. 先行登録申請のITツールは、業務プロセスを有するソフトウェアでなければならず、汎用プロセス汎P-07のみを保有するソフトウェアは申請することができない。
6. 業務プロセスと汎用プロセスは同時に選択することはできない。

## ✓ 通常枠(A・B類型) 登録時のプロセスの選択

カテゴリー1 ソフトウェアはITツール 登録要領にて定義するプロセス(業務プロセスまたは汎用プロセス)の中からいずれか1つ以上に該当するソフトウェアが登録の対象となります。

ITツール 登録要領(P.26)に詳細なプロセス一覧が掲載されています。必ず内容を確認いただいた上で適切なプロセスを選択してください。

	種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収
		共P-03	供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
	業種特化型プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
汎用プロセス		汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア)

※先行登録申請のITツールは、汎P-07のみでは申請できません。

### プロセスには「業務プロセス」と「汎用プロセス」の2種類があります。

➤業務プロセスとは  
ソフトウェアが保有する機能を導入することによって、特定の業務の労働生産性が向上するまたは効率化される工程のことを指します。

➤汎用プロセスとは  
業種・業務に限定されず、業務プロセスと一緒に導入することで更に労働生産性を向上させる専用ソフトウェアを指します。

## デジタル化基盤導入類型の場合

### ✔ デジタル化基盤導入類型 登録要件

#### 大分類Ⅰ ソフトウェアの登録要件について

1. “会計・受発注・決済・EC”の4つの機能のいずれかを保有するソフトウェアであること。具体的には以下のようなソフトウェアが該当します。

会計機能……共P-04に含まれる仕訳、各種出納帳、総勘定元帳、試算表や財務三表(B/S,P/L,C/F)の作成機能が含まれるソフトウェア

受発注機能…共P-02に含まれる、売り手側機能では売上請求管理、売掛・回収管理や電子記録債権、手形管理機能、買い手側機能では仕入管理(仕入明細)、買掛・支払管理等の機能が含まれるソフトウェア

決済機能……共P-02に含まれるPOSレジシステム等の決済機能や、商品売買に伴い金銭のやり取りによって債権債務を解消させる機能が含まれるソフトウェア

EC機能……共P-02に含まれるWEBサイト上で商品を販売する電子商取引の機能が含まれるウェブサイト

2. プロセス数の要件はありません。

通常枠(A・B類型)に設けられているプロセスの数の要件はデジタル化基盤導入類型にはありません。

### ✓ デジタル化基盤導入類型 ECサイト制作の特例

ECサイトはスクラッチ開発のため、通常枠(A・B類型)、セキュリティ対策推進枠においては補助対象外となりますが、令和5年(2023年)10月1日より施行される適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応する取り組みを支援する目的で、デジタル化基盤導入類型においては補助対象となります。

1. 大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェアに登録  
制作する1つのECサイトを1つのITツールとして登録してください(1ECサイト=1ITツール)。  
交付申請の際に数量3とした場合、ECサイトを3つ制作することになるので注意してください。  
※1サイトとは同一サイト内で、同一テーマで運営されるEC機能が実装されたウェブサイトです。
2. 新たにECサイトを制作する場合が対象  
既存のホームページをリニューアルすることで新たにEC機能を実装する場合、新規で導入された部分のみが対象となります。既存のECサイトのデザインをリニューアルするのみで、電子決済機能が新たに導入されない場合は対象外となります。
3. モール出店形式について  
ショッピングモールへの出店については、新規出店の場合のみであり、ショップサイトの制作を伴うものに限り対象となります。商品の出品のみや出店済みのサイトのリニューアル等は対象外となります。
4. ECサイトの価格登録について  
ECサイトの価格の申告は、制作費用とCMS・カート利用料を一つのITツールにまとめて登録してください。(例:制作にかかる制作請負費用をソフトウェア価格欄へ設定、CMS利用料/カート利用料をライセンス価格に設定 ※詳しくは[ECサイトの入力例](#)を参照)
5. サブスクリプション形式のCMS利用料について  
交付申請においては、サブスクリプション形式のCMS利用料/カート利用料は最大2年分申請することができます。ただし、CMS利用料の契約・支払いがIT導入支援事業者と補助事業者の間で取り交わされる場合のみが補助対象です。
6. 実績報告の際に成果物(URL、キャプチャ)の提出が必要  
実績報告の際に、IT導入支援事業者によって制作され、補助事業者へ納品されたECサイトの成果物(URL、管理画面の画面キャプチャ等)が確認できるものを提出してください。  
BtoB向けECサイトなどでID・PW等がなければサイト内を確認できないものは、テストID・PWを発行してください。  
事務局の検査により以下の要件をいずれか1つでも満たしていないと判断した場合、ITツールの導入が完了していないとみなし、**補助対象外(交付決定取消)となります。**
  - a. 電子決済機能(クレジットカード・デビットカード・キャリア決済等)が実装されていない場合(銀行振込・代引き決済のみは不可)
  - b. SSL(Secure Socket Layer)や TLS(Transport Layer Security)を用いたHTTPS通信が導入されていない場合
  - c. 納品がすべて完了していない場合(制作途中のもの)
  - d. 交付決定前・契約前に制作がされたもの、または着手されたサイトの場合

## 商流一括インボイス対応類型の場合

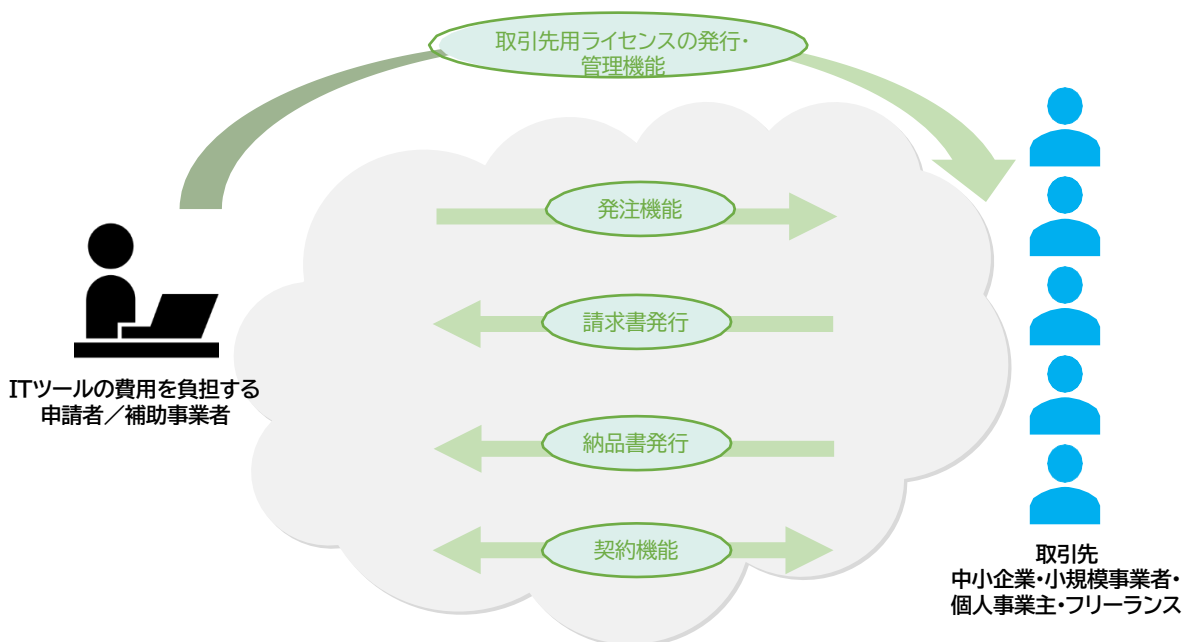
### ✔ 商流一括インボイス対応類型 対象となるITツール

“会計・受発注・決済・EC”の4つの機能のうち、受発注機能を有するソフトウェアであり、かつ、以下の要件をすべて満たす必要があります。

1. インボイス制度に対応した受発注の機能を有すること
2. 取引関係における発注者側としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注者側に対して受注者側のアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するクラウド型のソフトウェアであること。また、発注者側のアカウントと受注者側のアカウントで機能が明確に分かれており、発注者側の機能には、発行した受注者側のアカウントとその利用者の状況が管理できる機能を有すること
3. 発注者側が受注者側との取引内容を一元管理(契約・発注、請求等)できる機能を有すること(例:契約管理、案件管理、業務進捗管理機能、請求管理、発注管理、プロジェクト管理、タレントマネジメント機能、委託先評価機能など)する機能を有すること
4. 発注者側が受注者側の適格請求書発行事業者登録番号(インボイス管理番号)を管理する機能を有すること
5. 受注者側のアカウントを上限なく発行できる契約ではないこと(発行することの出来る受注者側のアカウントの上限数が定められていること)

### 対象となるITツールのイメージ

発注側・受注側は同じソフトウェアを利用し、そのソフトウェア上で請求書や契約書等の取引を一元管理することができる。



## ✓ 商流一括インボイス対応類型 入力情報・提出書類



### 要件に該当するITツールであることの説明

[5つの要件](#)に該当する機能がソフトウェアに実装されていることを説明してください。

<p><b>要件に該当するITツールであることの説明</b></p>	<p>ソフトウェアが保有する機能が、商流一括インボイス対応類型のITツールの要件に該当することを説明してください</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>全角半角で入力 500文字以内</p> </div>
------------------------------------	--



### 無償でアカウントを発行する形式のソフトウェアであることが分かる書類の提出

取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するソフトウェアである必要があります。

要件に該当することが確認できる機能説明資料や価格資料、カタログ等を添付してください。



### 取引先(中小企業・小規模事業者等)のアカウント利用一覧の画面キャプチャの提出

発注側の事業者が、アカウント利用者の一覧(利用する事業者名、インボイス管理番号等)を確認できる画面を有するソフトウェアである必要があります。

要件に該当することが確認できる機能説明資料やソフトウェアの画面キャプチャ、カタログ等を添付してください。

#### アカウント利用一覧イメージ

取引先一覧					
ID	氏名	屋号/社名	職種	ステータス	...



### 受注者側のアカウントを上限なく発行できる契約ではないことがわかる資料の提出

発注側の事業者が、受注者側に対してアカウントを発行できる数が無制限である場合、正確な補助対象経費の算出が困難であるため補助対象外となります。発行することのできる受注者側のアカウントの上限数が定められていることが要件です。

要件に該当することが確認できる価格表などを添付してください。

# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

セキュリティ対策推進枠

## ITツール対象・対象外早見表(大分類Ⅰ)

✔ 下記早見表をご参考に登録対象となるツールをご判断ください。

### ITツール対象・対象外早見表

#### カテゴリー1 ソフトウェア(業務プロセス共P-01~P-06)

#	対象となるもの	✔
1	恒常的に生産性向上に寄与し、「業種」「業務範囲」「業務機能」など仕様を明確に定義して開発され、一般に販売が開始されているもの	
2	保有する機能が、ITツール登録要領にて定義する業務プロセスの中からいずれか1つ以上に該当するソフトウェア	
#	対象とならないもの	✔
1	1つの業務プロセスの中で幅広く業務をカバーするものではなく、入力したデータを単純計算にて帳票やグラフ・表等に印刷する、または画面等に表示する等、単一の処理を行う機能しか有しないもの	
2	すでに購入済のソフトウェアに対する増台や追加購入分のライセンス費用、また既存ソフトウェアに対するリビジョンアップのための費用	
3	ホームページ制作ツールやブログ作成システム等で制作した簡易アプリケーションや、ホームページと同様の仕組みのもの(情報の入力、保存、検索、表示等の簡易的な機能しかないもの)ただし、分析機能や指示機能、演算処理、制御などのプログラムは対象となる。	
4	特定の顧客向けに限定され、一般市場に販売されていないもの	
5	製品が完成されておらず、スクラッチ開発が伴うソフトウェア。過去に特定顧客向けに開発したコード(開発実績)を他の顧客に再利用し、その顧客の要件に合わせ追加スクラッチ開発を伴うもの	
6	業務プロセスに影響を与えるような大幅なカスタマイズが必要となるもの	
7	ハードウェア製品	
8	特定のハードウェア機器を動作させることに特化した専用システム等組込み系ソフトウェア 例:タッチペンに組み込まれたシステム、印刷機に搭載された制御システム(デジタル化基盤導入類型で補助対象と認められるPOSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を除く)	
9	恒常的に利用されないもの(緊急時等の一時的利用が目的で生産性向上への貢献度が限定的なもの)	
10	広告宣伝費や、広告宣伝に類するもの	
11	単なる情報提供サービスや、会員登録しWEB上でサービスの提供を受ける仕組みのもので業務機能を有さないもの(IT導入支援事業者が提供するサービスをIT化したもので、業務ソフトウェアではないもの)	
12	通常枠(A・B類型)・セキュリティ対策推進枠におけるECサイト制作 ※ ECサイトの登録要件についてはITツール登録要領2-3、(1)6を確認すること	
13	ホームページ制作、WEBアプリ制作、スマートフォンアプリ制作、コンテンツ制作(VR・AR用、教育・教材用、デジタルサイネージ用)	
14	単なるコンテンツ配信システム	
15	業務の効率化を図るものではなく、補助事業者が販売する商品やサービスに付加価値を加えることが目的のもの	
16	決済サービス	
※	その他「全カテゴリー共通NG」に明示するもの	



# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

セキュリティ対策推進枠

✓ 下記早見表をご参考に登録対象となるツールをご判断ください。

## ITツール対象・対象外早見表

### カテゴリ1 ソフトウェア(汎用プロセス汎P-07)

#	対象となるもの	✓
1	文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト	
2	文書証憑管理ソフト、OCR、PDF、ペーパーレス化ツール	
3	ワークフロー、グループウェア、コラボレーションツール、社内SNS、社内チャットツール	
4	CTI、PBX、IVR 注意点:あくまでソフトウェアのみが対象であり、ハードウェア部分は対象外	
5	WEB会議システム、リモートデスクトップ、シンクライアント	
6	ビジネスアプリ作成ツール	
7	同時編集機能が付加されたオンラインストレージサービス	
8	RPA、チャットボットシステム	
9	BI、分析・解析専門ツール 注意点:特定の業種向けに特化して開発されたツールは各業種のP-06で申請すること	
#	対象とならないもの	✓
1	大分類Ⅰカテゴリ1ソフトウェアと同様	
2	ITツール登録申請時に製品が完成しておらず、一般的に販売されていないもの	
3	ビジネスアプリ作成ツールのアプリ構築費用	
4	RPAのシナリオ作成費用(導入設定費用のカテゴリに申請すること)	
5	同時編集機能のない単なるオンラインストレージサービス(機能拡張のカテゴリで申請すること)	
※	<a href="#">その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの</a>	

## 1-7 大分類Ⅱ オプション

 通常枠(A・B)類型/デジタル化基盤導入類型 対象要件

1. 大分類Ⅰソフトウェアの機能を拡張するもの
2. 大分類Ⅰソフトウェアのデータソースからデータを受け取り、システム間でデータを相互に共有・活用ができるように連携・同期を行うもの
3. 大分類Ⅰソフトウェアを安全に使用するために講ずるセキュリティ対策費用

 サイバーセキュリティお助け隊サービス 対象要件

※大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービス(P.27)と同じ内容になります。

カテゴリー4セキュリティにおいて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されたサイバーセキュリティお助け隊サービスを、ITツールとして登録することが可能です。

1. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていないサービスは対象外です。
2. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービスであっても、ITツール担当事業者(ITツールを登録・管理するIT導入支援事業者)は、サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載の提供事業者又は再販協力会社でなければなりません。
3. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストの掲載から除外されたものは、IT導入補助金のITツールとしても登録要件を満たさないため登録不可又は発覚した時点で登録取消しとなります。

## カテゴリー4セキュリティとカテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービス

この2つは交付申請で利用できる類型が異なりますのでご注意ください。

サイバーセキュリティお助け隊サービスが登録できるカテゴリーと申請類型について

類型	大分類Ⅱ カテゴリー4 (セキュリティ)	大分類Ⅴ カテゴリー10 (サイバーセキュリティお助け隊サービス)
通常枠A類型	○	×
通常枠B類型	○	×
デジタル化基盤導入類型	○	×
セキュリティ対策推進枠	×	○

# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

セキュリティ対策推進枠

## ITツール対象・対象外早見表(大分類Ⅱ)

✔ 下記早見表をご参考に登録対象となるツールをご判断ください。

### ITツール対象・対象外早見表

カテゴリー2 機能拡張		
#	対象となるもの	✔
1	ソフトウェアの機能拡張モジュール	
2	カスタマイズ用アドオン・プラグインソフト	
3	ミドルウェアパッケージ(WEBサーバ、APサーバ、DBサーバ)	
4	音声入力ソフト(ハードは含まない)	
#	対象とならないもの	✔
1	大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェアと同様	
2	ITツール登録申請時に製品が完成しておらず、一般的に販売されていないもの	
3	ソフトウェアの機能不足部分のスクラッチ開発	
4	DHCPサーバ、DNSサーバ、メールサーバ、認証サーバ、バッチサーバ監視	
5	サーバ、ジョブサーバ	
6	ソフトウェアの導入に関連しない仮想化サーバ、バックアップサーバ、ストレージ	
7	過去に購入した製品に対する機能拡張製品	
※	<a href="#">その他「全カテゴリー共通NG」に明示するもの</a>	
カテゴリー3 データ連携ツール		
#	対象となるもの	✔
1	EAI・ETLパッケージ	
2	CSVデータ・アップローダ	
#	対象とならないもの	✔
1	大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェアと同様	
2	ITツール登録申請時に製品が完成しておらず、一般的に販売されていないもの	
※	<a href="#">その他「全カテゴリー共通NG」に明示するもの</a>	
カテゴリー4 セキュリティ		
#	対象となるもの	✔
1	デスクトップ製品の暗号化	
2	ウイルス対策ソフト	
3	ファイアウォール	
4	アクセス制限、VPNソフト	
5	ボット対策製品	
6	認証システム	
7	監視(映像記録)システム	
#	対象とならないもの	✔
1	大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェアと同様(ただし、複数のセキュリティ対策機能を有するネットワークセキュリティ製品を除く)	
2	「サイバーセキュリティお助け隊サービス」については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていないITツール	
※	<a href="#">その他「全カテゴリー共通NG」に明示するもの</a>	

## 1-8 大分類Ⅲ 役務

### ✓ 通常枠(A・B類型) 対象要件

1. 交付決定後に発生するITツールの導入に向けた詳細設計(導入計画、教育計画の策定等)などのコンサルティング費用
2. 大分類Ⅰソフトウェア、大分類Ⅱオプションのインストール作業や動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用、操作指導等の教育費用やマニュアル作成費用等
3. 大分類Ⅰソフトウェア、大分類Ⅱオプションの保守費用全般
4. 買取製品の大分類Ⅰソフトウェアに対する保守費用は最大2年分が補助対象
5. 月額・年額で使用料金が定められている形態(サブスクリプション販売形式等)の大分類Ⅰソフトウェアに対する保守費用は、申請するソフトウェアの利用期間の範囲内で最大2年分が補助対象

### ✓ デジタル化基盤導入類型 対象要件

通常枠(A・B類型)と同様。それに合わせて、大分類ⅣハードウェアのITツールのインストール作業や動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用、操作指導等の教育費用やマニュアル作成費用等

# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

セキュリティ対策推進枠

## ITツール対象・対象外早見表(大分類Ⅲ)

### ITツール対象・対象外早見表

#### カテゴリ5 導入コンサルティング

#	対象となるもの	✓
1	マスター類の設定項目洗い出しにかかる費用	
2	パッケージ導入計画作成費用	
3	業務移行計画(並行稼働)作成費用	
4	教育計画作成費用	
5	新システム本稼働判定(検収)基準設定費用	
6	データ移行計画作成費用	
7	復旧計画策定費用	
8	カスタマイズ項目洗い出し費用	
9	パッケージFit/Gap分析費用	
#	対象とならないもの	✓
1	交付決定前に発生した費用(顧客への提案段階に行うコンサルティング費用やITツールの選定作業等交付決定前にかかる費用等)	
2	本事業におけるITツールの導入とは関連のない、補助事業者の業務そのものに対するものや経営全般に対するコンサルティング	
3	補助金申請に関する申請代行、コンサルティング費用	
※	その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの	

#### カテゴリ6 導入設定・マニュアル作成・導入研修

#	対象となるもの	✓
1	導入設定費用、テーブル設定費用等	
2	CSVデータ・アップロード作業にかかる費用(既存データ対象)	
3	カスタマイズ作業にかかる費用	
4	研修資料作成、研修実施費用	
5	運用マニュアル作成費用	
6	RPAのシナリオ制作費、AI初期学習設定	
7	ECサイトに対するSEO対策費用(デジタル化基盤導入類型のみ)	
#	対象とならないもの	✓
1	補助事業者の通常業務に対する代理作業費用	
2	過去に購入した製品に対する作業費用や補助対象経費となっていない製品に対する費用	
3	交付申請事務代行費用	
4	ITツールの導入と無関係のデータ作成費用や補助対象経費となっていない製品に対する費用	
5	ハードウェアの運搬費(大分類Ⅳハードウェアの付属品として登録すること)	
6	導入ITツールの説明や操作・運用方法以外の研修費、資料・マニュアル作成費用	
※	その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの	

#### カテゴリ7 保守・サポート

#	対象となるもの	✓
1	保守費用	
2	問い合わせ窓口費用	
#	対象とならないもの	✓
1	過去に購入した製品の保守・サポート費用	
2	効果報告事務代行費用(伴走支援作業)	
3	顧客常駐型(派遣契約)のサポート費用	
4	補助対象経費となっていない製品に対する保守費用	
※	その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの	

## 1-9 大分類Ⅳ ハードウェア

## ✔ デジタル化基盤導入類型 ハードウェアの対象要件

ハードウェアには2つのカテゴリーが用意されています。

## 1. カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機

大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のいずれかの機能を含む)とあわせて導入する場合に限り、PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機の購入費用及びこれらにかかる運搬費がデジタル化基盤導入類型において対象となります。

事前登録は不要です。交付申請の際に数量、金額を申請してください。

運搬費が発生する場合はハードウェア本体価格と合算して申請してください。

POSレジ以外の用途で使用するPC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機が対象となるのでご注意ください。

## 2. カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機

大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムをインストールし利用するためのPOS専用機、PC・タブレット(いわゆるモバイルPOSレジとして利用する為の汎用PC機器)、券売機の購入費用が対象となります。POSレジ機器ごとにITツール登録が必要です。また、付属品がある場合も事前に申告が必須です。交付申請の際には、本体と付属品の合計金額を申請してください。

## 【タブレットの例】

同じタブレットでも利用目的でカテゴリーが異なります。



POSレジとして使用しない  
汎用機器

||  
カテゴリー8



POSレジとして使用する  
汎用機器

||  
カテゴリー9

カテゴリー8・カテゴリー9ともに、  
“会計・受発注・決済・EC”のいずれかの機能を含むソフトウェアと併せて  
導入するハードウェアであること

## ✓ デジタル化基盤導入類型 POSレジの種類

POSレジの種類は3つ用意されています。製品が最も当てはまるものを1つを選択してください。

1. POSレジ(POS専用機をPOSレジとして使用する)
2. モバイルPOSレジ(汎用PCやタブレットをPOSレジとして使用する)
3. 券売機(券売機として使用する)

### 1. POSレジの申請の場合

POS専用機を申請する場合、本体機器の型番ごとに申請を行ってください。

- ITツール登録時と同型番の機器を導入していることを、実績報告の際に確認します。
- 同じ機器で複数のカラー展開がある場合は、カラーごとではなく1つのITツールとして登録してください。
- 本体機器の型番が確認できる資料を提出してください。
- 同じ型番の機器が、設定によって券売機としても利用が可能である場合、「POSレジの種類」の「POSレジ」「券売機」それぞれ両方に申請を行ってください。

### 2. モバイルPOSレジの申請の場合

汎用PCやタブレットをPOSレジとして利用するモバイルPOSレジを申請する場合、汎用機器の種類ごとに別々のITツールで申請を行ってください。

- パソコン型モバイルPOSレジ、タブレット型モバイルPOSレジ等を1つずつを登録してください。PCやタブレットの製品名、型番、OSの種類の違い、端末型番ごとの申請は不要です。(実績報告時には、ITツールの登録内容との整合性を確認します。パソコン型モバイルPOSレジで登録・交付決定を受けたものを、タブレット型モバイルPOSレジに変更することは不可です)
- パソコン型・タブレット型ともに、モバイルPOSレジとして取り扱う製品一覧、価格資料一覧を提出してください。(実績報告時には、ITツール登録時に事前に資料が提出され、審査を通った経費であるかを確認します)

### 3. 券売機の申請の場合

券売機を申請する場合、本体機器の型番ごとに申請を行ってください。

- 実績報告時には、ITツール登録時と同型番の機器を導入しているかを確認します。
- 同じ機器で複数のカラー展開がある場合は、カラーごとではなく1つのITツールとして登録してください。
- 本体機器の型番が確認できる資料を提出してください。
- 同じ型番の機器が、設定によってPOSレジとしても利用が可能である場合、「POSレジの種類」の「POSレジ」「券売機」それぞれ両方に申請を行ってください。

### ✔ デジタル化基盤導入類型 別売り付属品の取り扱い

5. カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機の別売り付属品について  
下記に列挙する別売り付属品はPOSレジ・モバイルPOSレジ・券売機と合わせて導入する場合に限り  
補助対象となります。

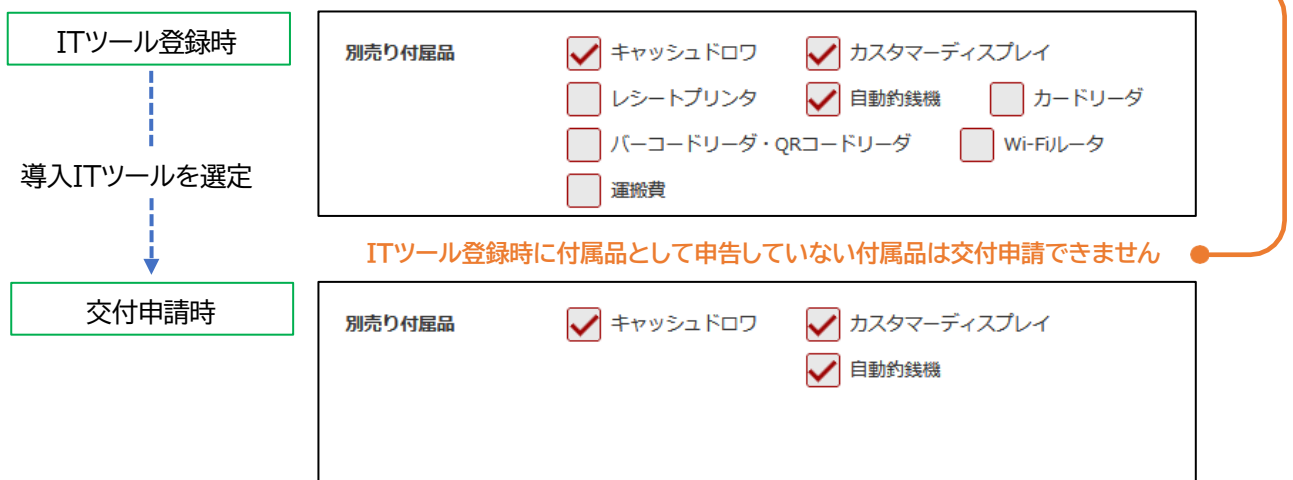
(a) キャッシュドロフ、(b) カスタマーディスプレイ、(c) レシートプリンタ、(d) 自動釣銭機  
(e) カードリーダー、(f) バーコード・QRコードリーダー、(g) Wi-Fiルータ、(h) 運搬費

- 付属品のみをITツール登録することはできません。必ずPOSレジ・モバイルPOSレジ・券売機として使用する本体機器と合わせて申請してください。※[価格の申告](#)を参照
- POSレジや券売機の本体機器にレシートプリンタやカードリーダー等の機能が内蔵されている場合や、セット販売（別売りではない）の場合は別売り付属品の申告は不要です。
- POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機とその関連品をセットで販売する場合、その中に消耗品等の対象外経費が混在している場合は一式が補助対象外となり申請は出来ません。補助対象経費と補助対象外経費は切り分けられていることが必要です。
- POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を登録する際に申告された別売り付属品のみが交付申請で申請することができます。

6. 交付申請時では、POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機の機器1つに対し、同じ種類の別売り付属品は1つのみが補助対象となります。

例：POSレジ本体機器1つに対してカスタマーディスプレイを2つは申請できない。  
POSレジ本体機器1つに対してキャッシュドロフを2つは申請できない。

合わせて販売(導入)予定の付属品を **選択**





# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

セキュリティ対策推進枠

## ✓ デジタル化基盤導入類型 提出資料

ITツールの登録時に取り扱うPOSレジ本体および付属品の機能、単価を確認できる全ての資料を提出すること

- 提出する資料と、ITツールの入力項目の「価格設定の内訳」の内容は一致するようにしてください。
- 「価格設定の内訳」には本体機器の型番を明記してください。※モバイルPOSレジは不要  
※[価格の申告](#)を参照

### 提出する価格資料の例

本体機器の価格資料について、本体機器と付属品それぞれの単価が確認出来る内容としてください。

本体機器価格は、パーツごとや構成ではなく、稼働に必要な一式の価格としてください。

例:ITツールの標準販売価格(税抜)570,000円の場合

価格設定の内訳:POS本体機器(型番POSXXX) 500,000円  
キャッシュドロア 20,000円  
レシートプリンタ 50,000円

製品価格資料

商品名	区分	機種/型式	価格
POSXXX	本体	A-000	500,000
KSHXXX	付属品	キャッシュドロア	20,000
RPXXX	付属品	レシートプリンタ	50,000

「価格設定の内訳」と内容が一致  
本体機器、付属品の単価が明確で、型番の明記がされている。

製品価格資料

商品名	数量	項目	価格
POSXXX	1	パーツA	200,000
POSXXX	1	パーツB	150,000
POSXXX	1	パーツC	150,000
POSXXX	1	パーツD	100,000
付属品	1	パーツE	10,000
付属品	1	パーツF	50,000
付属品	1	パーツG	10,000

どれが稼働に必要なPOS本体費用なのか不明瞭で、付属品の内容が不明  
「価格設定の内訳」との一致が確認できません。



実績報告に提出される請求明細書とITツール情報を確認します。

ITツール登録時において事前に申告されている製品でなければ補助対象となりません。導入する可能性がある付属品は必ず資料と合わせて申告をしてください。

# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

セキュリティ対策推進枠

## ITツール対象・対象外早見表(大分類Ⅳ)

✔ 下記早見表をご参考に登録対象となるツールを判断してください。

### ITツール・ITツール対象外早見表

#### ○ カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機 ※事前登録不要

#	対象となるもの	✓
1	大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)と併せて導入するPC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機	
2	レジ以外の用途で使用するPC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機	
#	対象とならないもの	✓
1	大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のいずれかの機能を含む)と関連がない費用	
2	すでに導入済みのソフトウェアまたは補助対象経費となっていないソフトウェアをインストールし使用することが目的の費用	
3	POSレジシステムをインストールし利用するためのもの	
4	家電量販店等で自己調達した費用	
5	一般的な市場価格と比較して著しく高額であるもの	
6	導入する大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェアに対し著しく高スペックな製品	
7	3Dプリンター等、特殊印刷を目的としたプリンター	
8	文書スキャンが主たる機能ではない製品(写真撮影機能等の付随機能としてスキャン機能がある製品、バーコードスキャナー等)	
9	ロール紙・インク等の消耗品	
※	<a href="#">その他「全カテゴリー共通NG」に明示するもの</a>	

#### ○ カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機

#	対象となるもの	✓
1	大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムをインストールし利用するためのPOS専用機	
2	POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機の付属品として、キャッシュドロワ、カスタマーディスプレイ、レシートプリンタ、自動釣銭機、カードリーダー、バーコード・QRコードリーダー、Wi-Fiルータ、運搬費に限り対象(POSレジ機器と一緒に登録を行うこと)	
#	対象とならないもの	✓
1	導入する大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムをインストールしない機器の購入費用	
2	補助対象経費となっていないソフトウェアをインストールし使用することが目的の費用	
3	家電量販店等で自己調達した費用	
4	一般的な市場価格と比較して著しく高額であるもの	
5	導入する大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムの導入に対し著しく高スペックな製品	
6	ロール紙・インク等の消耗品	
7	ブザー等の防犯品	
8	オーダーエントリーシステム関連機器、キッチンプリンター	
9	通信会社との間に発生する費用(通信費、事務手数料、契約・月額費用等)	
10	POSレジ設定費用(設定費用は大分類Ⅲ 役務に登録すること)	
※	<a href="#">その他「全カテゴリー共通NG」に明示するもの</a>	

## 1-10 大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス

## ✔ セキュリティ対策推進枠 対象要件

※大分類Ⅱオプション(P.18)と同じ内容になります。

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されたサイバーセキュリティお助け隊サービスを、ITツールとして登録することが可能です。カテゴリー4セキュリティと、カテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービスの2つのカテゴリーに申請することができます。

1. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていないサービスは対象外です。
2. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービスであっても、ITツール担当事業者(ITツールを登録・管理するIT導入支援事業者)は、サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載の提供事業者又は再販協力会社でなければなりません。
3. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストの掲載から除外されたものは、IT導入補助金のITツールとしても登録要件を満たさないため登録不可又は発覚した時点で登録取消となります。

## カテゴリー4セキュリティとカテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービス

この2つは交付申請で利用できる類型が異なりますのでご注意ください。

サイバーセキュリティお助け隊サービスが登録できるカテゴリーと申請類型について

類型	大分類Ⅱ カテゴリー4 (セキュリティ)	大分類Ⅴ カテゴリー10 (サイバーセキュリティお助け隊サービス)
通常枠A類型	○	×
通常枠B類型	○	×
デジタル化基盤導入類型	○	×
セキュリティ対策推進枠	×	○



※サイバーセキュリティお助け隊サービスのサービス基準やリスト等については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)にお問合せください。

問合せ先:独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

Email: [isec-otasuketai@ipa.go.jp](mailto:isec-otasuketai@ipa.go.jp)

詳細な要件はITツール [登録要領](#)をご確認ください。

# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

セキュリティ対策推進枠

## ITツール対象・対象外早見表(大分類Ⅴ)

✔ 下記早見表をご参考に登録対象となるツールをご判断ください。

### ITツール・ITツール対象外早見表

#### カテゴリ10 サイバーセキュリティお助け隊サービス

#	対象となるもの	✓
1	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービス	
#	対象とならないもの	✓
1	独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていないサービス	
2	サービス自体はサイバーセキュリティお助け隊サービスとして登録を受けているが、ITツール担当事業者(ITツールを登録・管理するIT導入支援事業者)が、サービス提供事業者または再販協力会社として、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていない場合	
3	恒常的に利用されないもの(一時的利用が目的で貢献度が限定的なもの)	
4	サイバーセキュリティお助け隊サービスに付随するオプションサービス	
※	<a href="#">その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの</a>	

1-11 ITツール対象・対象外早見表(共通)

☑ 下記早見表をご参考に登録対象となるツールをご判断ください。

ITツール対象・対象外早見表

全カテゴリー 共通

#	対象とならないもの	☑
1	補助事業者の顧客が実質負担する費用がITツール代金に含まれるもの(売上原価に相当すると事務局が判断するもの)	
2	ITツールの利用料が、交付申請時に金額が定められないもの	
3	対外的に無料で提供されているもの	
4	リース・レンタル契約のITツール(サイバーセキュリティお助け隊サービスを除く)	
5	中古品	
6	交付決定前に購入したITツール	
7	交通費・宿泊費	
8	補助金申請、報告に係る申請代行費	
9	公租公課(消費税)	
10	本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁及び中小機構並びに事務局が判断するもの	

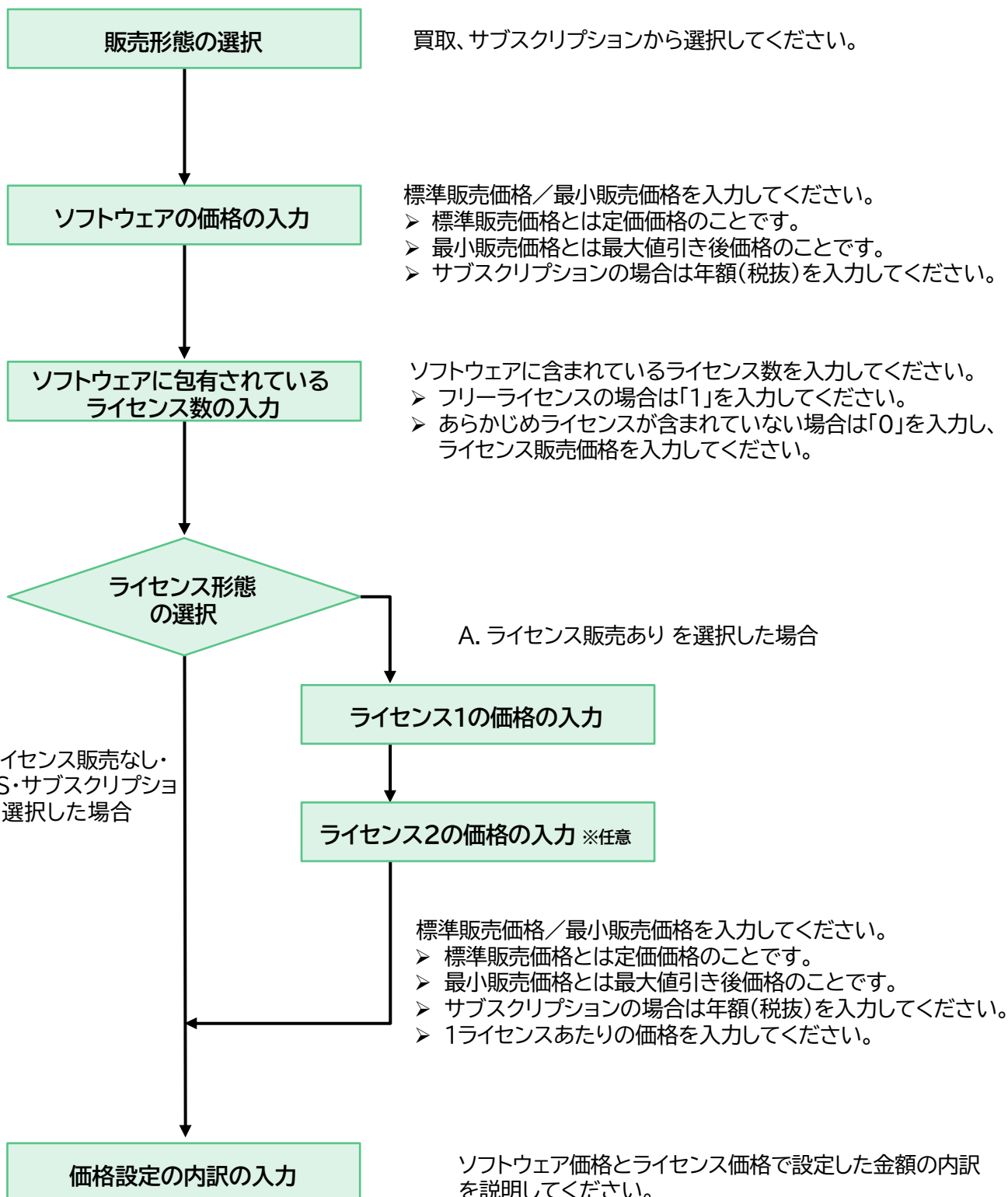
## 2. ITツールの価格の登録

1. 大分類Ⅰソフトウェア 価格の申告
2. 大分類Ⅱオプション 価格の申告
3. 大分類Ⅲ役務 価格の申告
4. 大分類Ⅳハードウェア 価格の申告
5. 大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービス 価格の申告
6. 申請価格理由書

## 2. ITツールの価格の登録

### 2-1 大分類Ⅰソフトウェア 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。



## 📎 パッケージソフトウェア・SaaSタイプの入力例

1. ライセンス価格を1ライセンス(略:Lic)あたりに按分したとき設定価格に端数がでる場合は、標準販売価格は切り上げ、最小販売価格は切り下げをしてください。
2. 導入設定費用や保守サポートの費用は混在させず、大分類Ⅲ役務に申請してください。
3. 交付申請においては、販売形態がサブスクリプションの場合に限り、最大2年分を申請することが可能ですが、ITツール登録時は1年分の価格で申請してください。

No	ソフトウェアのタイプ例	販売形態	ソフトウェア価格		包有されているLic数	ライセンス形態	ライセンス1		ライセンス2	
			標準販売価格	最小販売価格			標準販売価格	最小販売価格	標準販売価格	最小販売価格
イニシャル費用のある月額1,000円のSaaSのソフトウェアで登録する場合										
1	SaaS	サブスクリプション	30,000	15,000	1	A	12,000	12,000	—	—
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア:イニシャル費用30,000円、15,000円まで値引きする可能性あり ライセンス:月額1,000円×12ヶ月(12,000円/年額)、値引きの予定はなし						《備考》 ・初期設定費用は「役務 導入設定、マニュアル作成、導入研修」で申請してください。		
月額1,000円のSaaSのソフトウェアで登録する場合										
2	SaaS	サブスクリプション	12,000	12,000	1	B	—	—	—	—
	価格設定の内訳(記載例)	月額1,000円×12ヶ月(12,000円/年額)、値引きの予定はなし								
3年で200,000円のSaaSのソフトウェアで登録する場合										
3	SaaS	サブスクリプション	66,667	33,333	1	B	—	—	—	—
	価格設定の内訳(記載例)	1年当たり66,667円(200,000円/3年) 1年当たり33,333円(100,000円/3年)まで値引きする可能性あり ※価格は1年当たりの価格です。						《備考》 ・標準販売価格の端数は切り上げ、最小販売価格の端数は切り下げしてください。		
3Licで100,000円/年のSaaSのソフトウェア ※3Licで登録する場合										
4	SaaS	サブスクリプション	100,000	50,000	3	B	—	—	—	—
	価格設定の内訳(記載例)	1年当たり100,000円/3Lic 1年当たり50,000円/3Licまで値引きする可能性あり						《備考》 ・販売は3Lic単位となります。		
3Licで100,000円/年のSaaSのソフトウェア ※1Licで登録する場合										
5	SaaS	サブスクリプション	33,334	16,666	1	B	—	—	—	—
	価格設定の内訳(記載例)	1年当たり100,000円/3Lic(33,334円/1Lic) 50,000円/3Lic(16,666円/1Lic)まで値引きする可能性あり ※価格は1Lic当たりの価格です。						《備考》 ・標準販売価格の端数は切り上げ、最小販売価格の端数は切り下げしてください。		
ライセンス数ごとに価格設定のあるSaaSのソフトウェアで登録する場合(1Lic120,000円、5Lic500,000円、10Lic800,000円等)										
6	SaaS	サブスクリプション	120,000	70,000	1	B	—	—	—	—
	価格設定の内訳(記載例)	1年当たり120,000円/1Lic~800,000円/10Lic(80,000円/1Lic) 1年当たり70,000円/1Licまで値引きする可能性あり ※価格は1Lic当たりの価格です。						《備考》 ・標準販売価格は1Lic単位にしたときの最大価格、最小販売価格は1Lic単位にしたときの最小価格もしくは値引き価格を設定してください。		



# ITツール登録の手引き

大分類Ⅰ

大分類Ⅱ

大分類Ⅲ

大分類Ⅳ

大分類Ⅴ

No	ソフトウェアのタイプ例	販売形態	ソフトウェア価格		包有されているLic数	ライセンス形態	ライセンス1		ライセンス2		
			標準販売価格	最小販売価格			標準販売価格	最小販売価格	標準販売価格	最小販売価格	
7	PCに1台ずつインストールするタイプで、定価300,000円のソフトウェアで登録する場合(フリーライセンス含む)										
	スタンドアロン版	買取	300,000	150,000	1	B	-	-	-	-	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり									
8	PCに1台ずつインストールするタイプで、あらかじめ5ライセンスが含まれている定価300,000円のソフトウェアで登録する場合										
	スタンドアロン版	買取	300,000	150,000	5	B	-	-	-	-	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり									
9	ソフトウェアとライセンスの販売形態で登録する場合										
	WAN版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	12,000	6,000			
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円、150,000円まで値引きする可能性あり ライセンス:1Lic当たり12,000円/年、6,000円/年まで値引きする可能性あり							《備考》 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。		
10	サーバーとクライアントPC用にソフトウェアをインストールする販売形態で登録する場合。ライセンスはサーバー用とクライアント用の2種類あり										
	サーバーネットワーク版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	100,000	100,000	12,000	6,000	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり サーバーライセンス:1Lic当たり100,000円/年、値引きなし クライアントライセンス:1Lic当たり12,000円/年、6,000円/年まで値引きする可能性あり							《備考》 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。		
11	サーバーとクライアントPC用にソフトウェアをインストールする販売形態で登録する場合 ライセンスはサーバー用とクライアント用(3Lic単位の販売)の2種類あり										
	サーバーネットワーク版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	100,000	100,000	16,667	10,000	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり サーバーライセンス:1Lic当たり100,000円/年、値引きなし クライアントライセンス:3Lic当たり50,000円(1Lic当たり16,667円)/年 30,000円(1Lic当たり10,000円)/年まで値引きする可能性あり ※価格は1Lic当たりの価格です。							《備考》 ・ライセンスは1Lic当たりを入力し交付申請時に調整してください。 ・標準販売価格の端数は切り上げ、最小販売価格の端数は切り下げてください。 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。		
12	サーバーとクライアントPC用にソフトウェアをインストールする販売形態で登録する場合 ライセンスはサーバー用とクライアント用(複数単位の販売)の2種類あり(1Lic12,000円、5Lic50,000円、10Lic80,000円等)										
	サーバーネットワーク版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	100,000	100,000	12,000	6,000	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり サーバーライセンス:1Lic当たり100,000円/年、値引きなし クライアントライセンス: 1Lic当たり12,000円/年~10Lic当たり80,000円(1Lic当たり8,000円)/年 6,000円/1Licまで値引きする可能性あり ※価格は1Lic当たりの価格です。							《備考》 ・ライセンスは1Lic当たりを入力し交付申請時に調整してください。 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。		
13	基本システム+モジュール+ライセンスを自由に組み合わせて購入で登録する場合。										
	モジュール版(基本システム)	サブスクリプション	300,000	150,000	0	A	12,000	6,000	-	-	
	価格設定の内訳(記載例)	基本システム+モジュール定価300,000円、150,000円まで値引きする可能性あり ライセンス:1Lic当たり12,000円/年、6,000円/年まで値引きする可能性あり									
14	モジュール+ライセンスを自由に組み合わせて購入で登録する場合										
	モジュール版(モジュール)	サブスクリプション	100,000	50,000	0	A	12,000	6,000	-	-	
	価格設定の内訳(記載例)	モジュール定価100,000円、50,000円まで値引きする可能性あり ライセンス:1Lic当たり12,000円/年、6,000円/年まで値引きする可能性あり									



## ECサイトの入力例

1. 包有ライセンス数は「1」を入力してください。
2. ライセンス価格はCMS利用料/カート利用料のみ入力してください。他の制作費用はソフトウェア価格にまとめてして入力してください。 ※CMS利用料/カート利用料は、IT導入支援事業者と直接契約の場合に限り補助対象です。
3. CMS利用料/カート利用料の導入予定が複数ある場合は、一番高額な価格を入力してください。ただし、機能資料・価格資料は導入予定すべてのものがが必要です。
4. ECサイトはプラン別に登録する必要はありません。標準販売価格～最小販売価格で申請してください。
5. 販売形態がサブスクリプションの場合に限り、CMS利用料/カート利用料を交付申請において最大2年分を申請することが可能です。この場合、ITツール登録時はCMS利用料/カート利用料をライセンス1へ登録してください。※記載例2、4

No	ソフトウェアのタイプ例	販売形態	ソフトウェア価格		包有されているLic数	ライセンス形態	ライセンス1		ライセンス2	
			標準販売価格	最小販売価格			標準販売価格	最小販売価格	標準販売価格	最小販売価格
ECサイト制作・構築パターン(フルスクラッチ)・ライセンス販売なしで登録する場合										
1	ECサイト	買取	1,000,000	500,000	1	B	-	-	-	-
	価格設定の内訳(記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円、値引き等を含め最低500,000円から					《備考》 ・販売形態は「買取」を選択してください。			
ECサイト制作・構築パターン(CMS利用)・ライセンス販売ありで登録する場合										
2	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	A	240,000	120,000	-	-
	価格設定の内訳(記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円、値引き等を含め最低500,000円から CMS利用料/カート利用料: 最大で240,000円/年 値引き等を含め最低120,000円/年から					《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。 ・CMS利用料/カート利用料は、IT導入支援事業者と直接契約の場合に限りです。			
ECサイト制作・構築パターン(CMS利用)・ライセンス販売なし(CMS/カート利用料は、補助事業者の直接契約)で登録する場合。										
3	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	B	-	-	-	-
	価格設定の内訳(記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円、値引き等を含め最低500,000円から					《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。			
ECサイト制作・構築パターン(ショッピングサイト出店)・ライセンス販売ありで登録する場合										
4	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	A	240,000	120,000	-	-
	価格設定の内訳(記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円、値引き等を含め最低500,000円から CMS利用料/カート利用料: 最大で240,000円/年 値引き等を含め最低120,000円/年から					《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。 ・CMS利用料/カート利用料は、IT導入支援事業者と直接契約の場合に限りです。			
ECサイト制作・構築パターン(ショッピングサイト出店)・ライセンス販売なし(CMS/カート利用料は、補助事業者の直接契約)で登録する場合										
5	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	B	-	-	-	-
	価格設定の内訳(記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円、値引き等を含め最低500,000円から					《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。			

## 2-2 大分類Ⅱオプション 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。[価格の入力例\(ソフトウェア\)](#)を参考にしながら入力してください。

販売形態の選択

買取、サブスクリプションから選択してください。

ITツールの価格の入力

標準販売価格／最小販売価格を入力してください。

- 標準販売価格とは定価価格のことです。
  - 最小販売価格とは最大値引き後価格のことです。
- ※選択する単位に合わせて各価格を入力してください。  
例: 箇月で登録する場合は月額費用で入力

ITツールに包有されている  
ライセンス数の入力

ITツールに含まれているライセンス数を入力してください。

- フリーライセンスの場合は「1」を入力してください。
- あらかじめライセンスが含まれていない場合は「0」を入力し、ライセンス販売価格を入力してください。

ライセンス形態  
の選択

A. ライセンス販売あり を選択した場合

ライセンス1の価格の入力

ライセンス2の価格の入力 ※任意

標準販売価格／最小販売価格を入力してください。

- 標準販売価格とは定価価格のことです。
  - 最小販売価格とは最大値引き後価格のことです。
  - 1ライセンスあたりの価格を入力してください。
- ※選択する単位に合わせて各価格を入力してください。  
例: 箇月で登録する場合は月額費用で入力

B. ライセンス販売なし  
・SaaS・サブスクリプション  
を選択した場合

価格設定の内訳の入力

ITツール価格とライセンス価格で設定した金額の内訳を説明してください。

単位の選択

箇月、箇年、買取から選択してください。

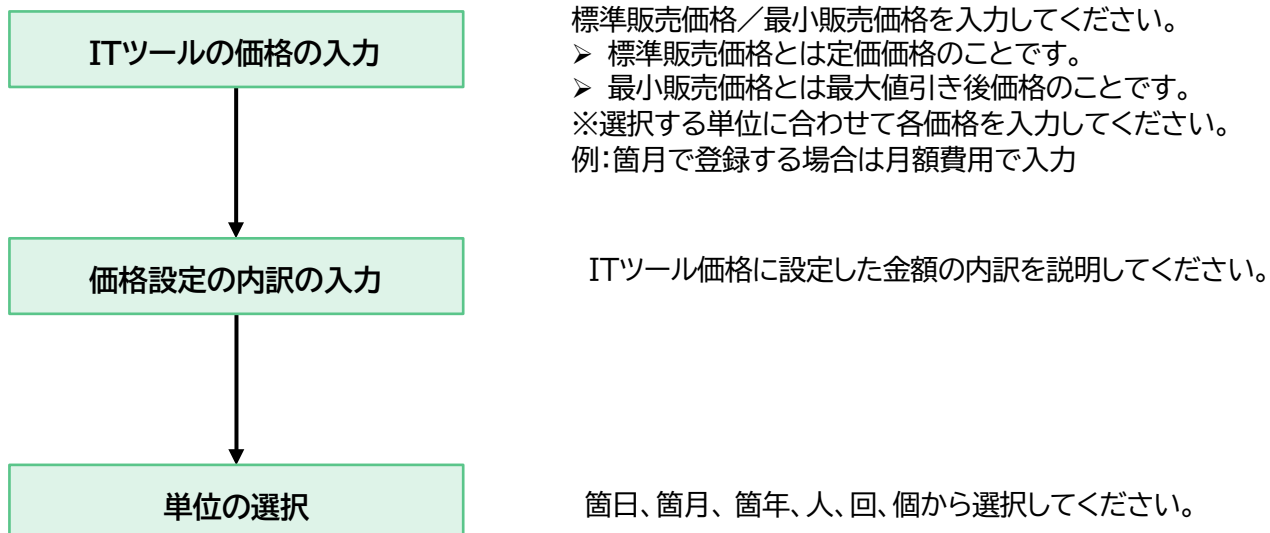


### 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」をカテゴリ4「セキュリティ」として登録する場合について

- 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」としてツール登録する場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているITツールが対象となります。(※登録番号の申告が必要となります。)
- 初期費用が発生する場合には、初期費用の金額を「標準販売価格／最小販売価格」に入力し、月額費用または年額費用を「ライセンス1の販売価格:標準販売価格／最小販売価格」に入力してください。※ライセンス2の入力は任意となります。
- 初期費用が発生しない場合には、月額費用または年額費用を「標準販売価格／最小販売価格」に入力してください。

## 2-3 大分類Ⅲ 役務 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。



### ✓ カテゴリー5 導入コンサルティング

交付決定前に発生した費用、補助事業者の業務そのものに対するものや経営全般に対するコンサルティング費用は補助金の対象外です。

### ✓ カテゴリー6 導入設定・マニュアル作成・導入研修

ソフトウェア(ITツール)の販売形態が「買取」の場合、初期費用はカテゴリー6導入設定・マニュアル作成・導入研修で申請してください。

### ✓ カテゴリー7 保守サポート導入

ハードウェアの保守は補助金の対象外です。



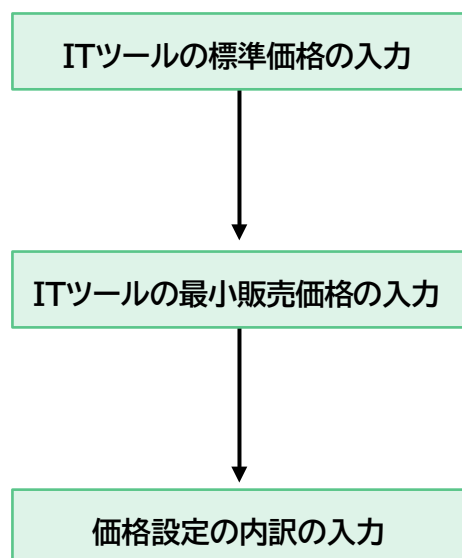
## 役務の入力例

大分類Ⅲ役務の価格の登録例です。申請するITツールのタイプに合わせて申請してください。

No	役務のカテゴリ別	ITツール価格		単位
		標準販売価格	最小販売価格	
1	導入ソフトウェア(ITツール)の導入に向けた詳細設計(導入計画、教育計画の策定等)などのコンサルティング費用一式200,000円			
	導入コンサルティング	200,000	200,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)に対する下記内容のコンサルティング費用一式200,000円。値引きはありません。 ・業務フロー調査 ・データの状況確認 ・契約日以降、稼働開始までのスケジュール作成・調整		《備考》 ・交付決定前のコンサルティング費用は、対象外 ・単位は任意
2	導入ソフトウェア(ITツール)の初期設定、マニュアル作成、研修費用一式200,000円			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	200,000	100,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)に対する下記費用一式200,000円、100,000円まで値引きの可能性あり ・インストール作業 ・初期設定、動作確認 ・マニュアル作成 ・操作説明会3回まで		《備考》 ・単位は任意
3	導入ソフトウェア(ITツール)に対するインストール費用30,000円			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	30,000	10,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)のインストール費用30,000円、10,000円まで値引きする可能性あり		《備考》 ・単位は任意
4	買取タイプのソフトウェア(ITツール)の初期費用30,000円			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	30,000	10,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の初期費用30,000円、10,000円まで値引きする可能性あり		《備考》 ・単位は任意
5	導入ハードウェア(POSレジ)のセットアップ作業費100,000円			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	100,000	50,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	POSレジのセットアップ作業費100,000円、50,000円まで値引きする可能性あり		《備考》 ・単位は任意
6	導入ソフトウェア(ITツール)の操作マニュアル作成費用10,000円			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	10,000	5,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の操作マニュアル作成費用10,000円、5,000円まで値引きする可能性あり		《備考》 ・単位は任意
7	導入ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用100,000円。2日間			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	100,000	50,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用100,000円、50,000円まで値引きする可能性あり ※2日間で1回となります。		《備考》 ・移動交通費・宿泊費は対象外 ・単位は任意
8	導入ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用。参加人数により価格が異なる場合			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	300,000	100,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用 下記のいずれかとなります。値引きはありません。 ①10人まで:100,000円 ②30人まで:200,000円 ③50人まで:300,000円		《備考》 ・移動交通費・宿泊費は対象外 ・単位は任意
9	導入ソフトウェア(ITツール)のシステム保守料。月単位で販売			
	保守・サポート	10,000	5,000	箇月
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の保守サポート料:月額10,000円、月額5,000円まで値引きする可能性あり		

## 2-4 大分類Ⅳハードウェア 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。



<ハードウェア一式>の標準販売価格を入力してください。

- 本体及び申請する付属品の合計を入力してください。
- 同じ種類の付属品が複数ある場合、一番高い価格と本体価格の合計を入力してください。
- 付属品のみでの登録はできません。

<ハードウェア一式>に付属品を一切付帯しない最小販売価格を入力してください。

- 販売店が顧客に販売する際の最大値引き後価格を入力してください。

ITツール価格に設定した金額の内訳を説明してください。  
付属品がある場合は各種類の高い価格を説明してください。

(例)

以下の機器を登録する場合

- ・本体(POSレジ) :50万円
- ・Aキャッシュドローア :10万円
- ・Bキャッシュドローア :8万円
- ・Cレシートプリンタ :5万円
- ・Dレシートプリンタ :3万円
- ・Eカードリーダー :4万円
- ・Fカードリーダー :2万円



(標準販売価格)

本体50万+Aキャッシュドローア10万  
+Cレシートプリンタ5万+Eカード  
リーダー4万=69万円

(最小販売価格)

本体50万



- 付属品のみでの登録はできません。
- 導入が予定される付属品(Wi-Fiルーター・運搬費除く)を申告する場合、全ての機能資料が必要です。
- 導入が予定される付属品を申告する場合、全ての価格資料が必要です。



カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機は事前のITツールの登録は不要です。

## ✓ ハードウェアの入力例

大分類Ⅳハードウェアの価格の登録例です。申請するITツールのタイプに合わせて申請してください。

No	ハードウェアのタイプ例	選択する別売り付属品	ハードウェア価格	
			標準販売価格	最小販売価格
1	対面式レジとしてレシートプリンター一体型のPOS専用機を使用。別売り付属品(キャッシュドローア、カスタマーディスプレイ)も販売する場合			
	レジ種類 POSレジ	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドローア <input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input type="checkbox"/> レシートプリンタ	645,000	300,000
	価格設定の内訳(記載例)	POSレジ機器本体:600,000円(型番〇〇-〇〇) キャッシュドローア:20,000円 カスタマーディスプレイ:25,000円	《備考》 筐体一体型の場合は付属品選択は不要。単価がある場合は本体機器に合算 例:レシートプリンタが内蔵されているPOS本体の場合は、別売り付属品のレシートプリンタの選択は不要	
2	対面式レジとしてPOS専用機を使用。機器本体と付属品(キャッシュドローア、カスタマーディスプレイ)をセットで販売する場合			
	レジ種類 POSレジ	<input type="checkbox"/> キャッシュドローア <input type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input type="checkbox"/> レシートプリンタ	900,000	300,000
	価格設定の内訳(記載例)	POS機器(型番〇〇-〇〇) 一式 900,000円 (一式の内訳:本体、キャッシュドローア、カスタマーディスプレイ)	《備考》 本体機器と付属品がセット販売(別売りではない)の場合、付属品選択は不要 一式の内訳を明記すること	
3	セミ/フルセルフレジとして自動精算機を使用。バーコードリーダー、カードリーダー、レシートプリンタを標準搭載している場合			
	レジ種類 POSレジ	<input type="checkbox"/> バーコード/QRリーダー <input type="checkbox"/> カードリーダー <input type="checkbox"/> レシートプリンタ <input checked="" type="checkbox"/> 運搬費	810,000	300,000
	価格設定の内訳(記載例)	自動釣銭機本体:800,000円(型番〇〇-〇〇) (バーコードリーダー、カードリーダー、レシートプリンタを標準搭載) 運搬費10,000円	《備考》 標準搭載している場合は付属品選択は不要 導入するか否か選択出来る別売り付属品については付属品選択を行う。(No.1参照) 運搬費がある場合は付属品選択を行う。	
4	レジ機器に汎用PCを使用。別売り付属品(キャッシュドローア、カスタマーディスプレイ、Wi-Fiルーター)も販売する場合			
	レジ種類 モバイルPOSレジ	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドローア <input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input checked="" type="checkbox"/> Wi-Fiルーター	270,000	200,000
	価格設定の内訳(記載例)	PC本体:200,000円 キャッシュドローア:20,000円 カスタマーディスプレイ:25,000円 Wi-Fiルーター:25,000円	《備考》 付属品選択に無いマウスやキーボードなどの必要最低限の機器はPC本体価格に合算	
5	レジ機器に汎用タブレットを使用。別売り付属品(キャッシュドローア、カスタマーディスプレイ、レシートプリンタ)を販売する場合			
	レジ種類 モバイルPOSレジ	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドローア <input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input checked="" type="checkbox"/> レシートプリンタ	200,000	100,000
	価格設定の内訳(記載例)	タブレット本体:100,000円 キャッシュドローア:20,000円 カスタマーディスプレイ:25,000円 レシートプリンタ:55,000円	《備考》 レジ機器として使用するタブレットを申請	
6	オーダーと支払いをセルフで完結出来るタッチパネル券売機を販売する場合			
	レジ種類 券売機	<input type="checkbox"/> バーコード/QRリーダー <input type="checkbox"/> カードリーダー <input type="checkbox"/> レシートプリンタ <input checked="" type="checkbox"/> 運搬費	1,810,000	600,000
	価格設定の内訳(記載例)	券売機本体:1,800,000円(型番〇〇-〇〇) 運搬費10,000円	《備考》 付属品が内蔵されたオールインワン筐体は付属品選択は不要	

## 2-5 大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービス 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。

### 価格設定(自由記載)の入力

初期費用及び月額費用について、その内訳をできるだけ詳細に説明してください。

### 初期費用(上限価格)の入力

初期費用の上限価格を入力してください。  
初期費用が無償の場合には、「0」を入力してください。

### 月額費用の入力

以下の3つのサービスのいずれか1つ以上の価格を入力してください。

- ① ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)1台あたりの月額費用
- ② 端末監視型サービス(EDR等)1ライセンスあたりの月額費用
- ③ ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用と機器の内訳(パッケージ提供価格)  
※パッケージ提供価格の代表的な例を1~3つ入力してください。  
※ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)1台あたりの月額費用及び端末監視型サービス(EDR等)1ライセンスあたりの月額費用を入力してください



ネットワーク一括監視・端末監視併用型の機器の内訳(パッケージ提供価格)について

- ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)1台あたりの月額費用を入力してください。
- 端末監視型サービス(EDR等)1ライセンスあたりの月額費用を入力してください。
- ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用と機器の内訳(パッケージ提供価格)を1~3つ入力してください。

### 【ネットワーク一括監視・端末監視併用型の入力項目】

パッケージ	価格(円税抜)	機器の内訳	
		ネットワーク一括監視型(台)	端末監視型(Lic)
1	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可
2	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可
3	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可

例：UTM 1台、EDR 5ライセンスのパッケージを12,000円(税抜)で販売している場合、  
価格(円税抜)：12,000円(機器の内訳：ネットワーク一括監視型1台、端末監視型5ライセンス)



### サイバーセキュリティお助け隊サービス基準を満たさない価格について

サイバーセキュリティお助け隊サービス基準で定められている価格の基準を満たさないものは申請することができません。

※サイバーセキュリティお助け隊サービスのサービス基準やリスト等については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)にお問合せください。

問合せ先：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

Email：[isec-otasuketai@ipa.go.jp](mailto:isec-otasuketai@ipa.go.jp)





## サイバーセキュリティお助け隊サービスの入力例

1. ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)は合計月額1万円以下(税抜)、端末監視型サービス(EDR等)は1台あたり月額2,000円以下(税抜き)、ネットワーク一括監視・端末監視併用型は上記条件(UTM等月額1万円以下・EDR等1台あたり月額2000円以下)であることが必要です。
2. ネットワーク一括監視・端末監視併用型のパッケージ1にはUTM等1台/EDR等1Licの例を入力してください。パッケージ2及びパッケージ3は主に販売する代表パターンを入力してください。

## ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)の例

	販売パターン	初期費用	月額費用(UTM等)	月額費用(EDR等)	月額費用(併用型) 価格/機器の内訳(UTM等台数・EDR等台数)
1	初期費用がない場合	0	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用は無料、月額費用:10,000円/台		
2	初期費用が固定で必要になる場合	100,000	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 100,000円/台 月額費用:10,000円/台		
3	導入先により初期費用の有無が変わる場合	100,000	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:(お客様で設置・設定の場合)0円、(技術スタッフによる設置・設定の場合)100,000円/台 月額費用:10,000円/台		
4	初期費用が条件により価格が変動する場合	200,000	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 0円~200,000円 月額費用:10,000円/台		

## 端末監視型サービス(EDR等)の例

	販売パターン	初期費用	月額費用(UTM等)	月額費用(EDR等)	月額費用(併用型) 価格/機器の内訳(UTM等台数・EDR等台数)
5	初期費用がない場合	0	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:0円 月額費用:2,000円/Lic		
6	初期費用が導入数に合わせて発生する場合	230,000	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 30,000円+2,000円/Lic 最大100台を想定。月 月額費用:2,000円/Lic ※初期費用は想定される最大 Lic数の価格を入力してください。		
7	導入先により初期費用の有無が変わる場合	500,000	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:(お客様で設置・設定の場合)0円、 (技術スタッフによる設置・設定の場合)5,000円/Lic 最大100Licを想定。月 月額費用:2,000円/Lic ※初期費用が条件により変動す る場合はその内容を説明してくだ さい。		
8	導入数により初期費用の単価が変動する場合	500,000	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:10Licまで10,000円/Lic、11Lic以上5,000円/Lic 最大100Licを想定。月 月額費用:2,000円/Lic ※想定される最大の初期費用を 算定し入力してください。		

## ネットワーク一括監視・端末監視併用型の例

	販売パターン	初期費用	月額費用(UTM等)	月額費用(EDR等)	月額費用(併用型) 価格/機器の内訳(UTM等台数・EDR等台数) 3パターン入力が可能です
9	初期費用がない場合	0	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		
10	初期費用が固定で必要になる場合	200,000	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 200,000円 月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		
11	導入先により初期費用の有無が変わる場合	500,000	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 0円~500,000円 月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		
12	導入数により初期費用の単価が変動する場合	520,000	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 UTM1台あたり20,000円、EDR1Licあたり5,000円 ※UTM×1、EDR×100を最 大と想定 月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		

## 2-6 申請価格理由書

申請する分類・カテゴリーを問わず、IT導入補助金の過年度事業等を含む平均的な市場価格を大幅に上回る場合、「申請価格理由書」を求めます。理由書は任意書式をPDF形式で提出してください。

- ① IT導入支援事業者名
- ② ITツール名
- ③ ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格の価格設定とその価格設定理由について、IT導入支援事業者として説明を行ってください。  
(③理由の説明には、リリース直後の開発費用の資金回収計画や、マーケットに対する希少性の内容等、具体的な内容を記載してください)

**また、基準としている価格について事務局へお問合せいただいてもお答えしていません。**

(書式例)

申請価格理由書

① 【IT導入支援事業者名】

株式会社〇〇〇

② 【ITツール名】

△△△販売管理

③ 【ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格の価格設定】

ソフトウェア(ITツール)の標準販売価格(税抜):1,000,000円

ライセンス1の標準販売価格(税抜):120,000円

ライセンス2の標準販売価格(税抜):24,000円

【価格設定理由】

リリース直後の開発費用の資金回収計画、マーケットに対する希少性の内容等、具体的な内容を用いて価格の説明をしてください。

タイトルをつけてください。

申請するITツール名と一致する名称

申請する価格と一致する内容

PDF形式で提出してください。

## 3. ITツールの登録フロー

1. 登録フロー
2. ステータス
3. 事務局との連絡
4. 登録済みITツール情報の変更
5. ITツールの申請取下げ・登録解除
6. ITツール入力項目表



### 3-2 ステータス

ITツールのステータス欄で申請の進捗状況が確認できます。ステータス一覧は以下のようになります。

ステータス	定義
未入力	申請前かつ登録情報入力前の状態です。
入力中	法人(単独)・幹事社が登録情報を入力している状態です。
入力済※1	初回登録時に法人(単独)・幹事社が登録情報の入力を完了した状態です。
構成員入力中	構成員が登録情報を入力している状態です。
幹事社承認待ち	構成員が登録情報の入力を完了した状態です。
幹事社差し戻し	幹事社が構成員の登録情報を差し戻し、構成員が訂正を行える状態です。
幹事社承認済※1	初回登録時に構成員が入力した登録情報を幹事社が承認した状態です。
審査中	事務局にて申請内容を審査している状態です。
要訂正	登録申請で不備が見つかり、事務局から不備が連携された状態です。
不備訂正中	法人(単独)・幹事社が不備内容について対応可能な状態です。
構成員不備訂正中	構成員が不備内容について対応可能な状態です。
構成員不備訂正済 (幹事社承認待ち)	構成員が不備内容について対応を完了した状態です。
構成員 不備訂正差し戻し中※2	追加登録に幹事社が構成員の登録情報を差し戻し、構成員が不備内容について対応可能な状態です。
審査完了	審査が完了し、登録完了した状態です。

※1 追加登録時は「審査中」と表示されます。

※2 初回登録時は「幹事社差し戻し」と表示されます。

### 3-3 事務局との連絡

審査の結果、ITツールの内容について不明点がある場合や、登録が完了した時など、IT事業者ポータル上の表示とは別に事務局よりご連絡をさせていただきます。内容をご確認いただき速やかにご対応をお願いします。

#### 法人(単独)へのお知らせ

分類	内容
不備通知メール (ITツール情報)	ITツール登録申請情報に不備があり、事務局から差し戻したことを通知します。 IT事業者ポータルから不備内容を確認のうえ、速やかに不備修正を行ってください。
ITツール情報変更 (申請なし)完了メール	ITツール情報の情報変更(申請なし)が完了したことを通知します。
ITツール情報 申請取下げ完了メール	ITツール情報の申請取下げが完了したことを通知します。
ITツール情報 登録解除完了メール	ITツール情報の登録解除が完了したことを通知します。
ITツール採否通知メール	ITツール登録申請の採否を通知します。

## 3-3 事務局との連絡

## コンソーシアム幹事社へのお知らせ

分類	内容
不備通知メール (ITツール情報)	幹事社のITツール登録申請情報に不備があり、事務局から差し戻したことを通知します。IT事業者ポータルから不備内容を確認のうえ、速やかに不備修正を行ってください。
ITツール情報変更(申請なし) 完了メール	幹事社のITツール情報の情報変更(申請なし)が完了したことを通知します。
構成員担当のITツール情報変更(申請なし)完了メール	構成員のITツール情報の情報変更(申請なし)が完了したことを通知します。
ITツール情報 申請取下げ完了メール	幹事社のITツール情報の申請取下げが完了したことを通知します。
構成員担当のITツール情報 申請取下げ完了メール	構成員のITツール情報の申請取下げが完了したことを通知します。
ITツール情報 登録解除完了メール	幹事社のITツール情報の登録解除が完了したことを通知します。
構成員担当のITツール情報 登録解除完了メール	構成員のITツール情報の登録解除が完了したことを通知します。
ITツール採否通知メール	幹事社のITツール登録申請の採否を通知します。
構成員担当の ITツール採否通知メール	構成員のITツール登録申請の採否を通知します。

## コンソーシアム構成員へのお知らせ

分類	内容
不備通知メール (ITツール情報)	構成員のITツール登録申請情報に不備があり事務局から差し戻したことを通知します。構成員ポータルから不備内容を確認のうえ、速やかに不備修正を行ってください。
構成員担当のITツール情報変更(申請なし)完了メール※	構成員のITツール情報の情報変更(申請なし)が完了したことを通知します。
ITツール情報 申請取下げ完了メール※	構成員のITツール情報の申請取下げが完了したことを通知します。
ITツール情報 登録解除完了メール※	構成員のITツール情報の登録解除が完了したことを通知します。
ITツール採否通知メール	構成員のITツール登録申請の採否を通知します。

※幹事社にも同じ内容が送信されます。

### 3-4 登録済みITツール情報の変更

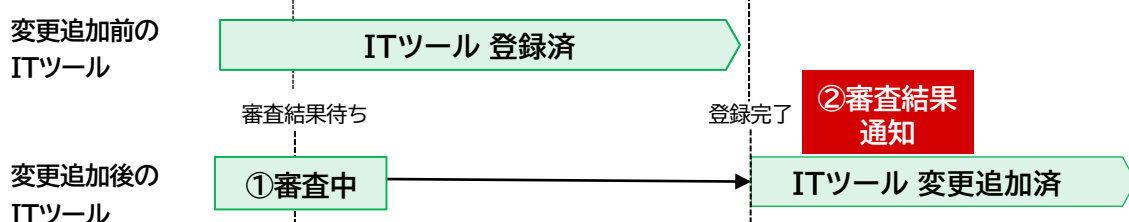
登録済みITツール情報を変更するには変更追加(申請あり)と情報変更(申請なし)の2つがあります。

#### 変更追加

登録済のITツールは、再度審査を受けることで、情報を変更することが可能です。  
変更追加申請中もITツールのステータスは「登録済」のままとなります。

#### <変更追加の注意点>

- 審査中のITツールは交付申請を行うことができません。
- 商流一括インボイス対応タイプのITツールを登録する場合は、【デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応タイプ)での導入を希望する】を選択してください。



①審査中……… 変更追加の申請が完了し、事務局による再審査が行われている状態です。

②審査結果通知…… 変更追加の結果が反映されています。資料不足等により「審査NG」となった項目は変更前の情報のままです。

#### 情報変更(申請なし)

ITツール管理コード、IT補助金ホームページへの掲載の有無の2点は、常時変更を行う事が可能です。また審査もありません。

#### <構成員の変更追加・情報変更(申請なし)の流れ>

- ① 幹事社がIT事業者ポータルでのITツール一覧に変更したい登録済みITツールを検索する(幹事社)
- ② ITツール確認画面から「情報変更依頼(申請無し)」または「変更追加依頼」を押下する(幹事社)



- ③ 構成員ポータルから依頼があったITツール情報を変更し、幹事社へ承認を依頼する(構成員)
- ④ IT事業者ポータルで構成員情報の登録内容を承認する(幹事社)
- ⑤-1 [変更追加の場合]事務局に申請内容が通知される
- ⑤-2 [情報変更(申請なし)の場合]幹事社の承認をもって登録申請完了

### 3-5 ITツールの申請取下げ・登録解除

#### 申請取下げ

審査完了前に申請情報を取下げることができます。事務局へ登録申請した申請を取下げするには、IT事業者ポータルから【ITツール一覧】⇒【申請取下げ】にて行ってください。

#### 登録解除

審査完了後に登録されたITツール情報を消すことができます。尚、交付申請に使用されているITツールや変更追加申請中のITツールは登録解除することができません。

詳しくは[3-6ITツール入力項目表](#)を参照ください。

## 3-6 ITツール入力項目表

ITツールを登録するには下記の情報が必要となります。事前にご準備ください。

No	項目名	ソフトウェア	オプション			役務			ハードウェア		お助け隊	変更追加	情報変更 (申請なし)	ホームページ への掲載
			機能 拡張	データ 連携ツ ール	セキュ リティ	導入 コンサルテ ィング	導入設定、マニ ュアル 作成、導入研修	保守サ ポート	PC-タブレット ・ファンタ、スキ ャナー	POSレジ・モ バイル POSレジ・券 売機				
1	先行登録ツールの入力担当者(先行登録のみ)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
2	宣誓事項1~5	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-
3	ITツール登録担当者、メールアドレス、連絡先	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-
4	カテゴリー	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○
5	ITツール管理コード	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-
6	ITツール名	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○
7	開発メーカー	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-
8	開発メーカー名	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-
9	本ITツールを導入するまでにかかる日数	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-
10	導入にかかる作業(項目)内容	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-
11	実施者/販売者 氏名、社名、メールアドレス、連絡先TEL	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-
12	ITツール概要(説明)/実施内容	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○
13	WEB掲載用URL	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○
14	審査用説明URL	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-
15	マスターファイル	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	自社が顧客へ導入した会社数	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
17	販売を開始した日	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
18	サイバーセキュリティお助け隊、登録番号	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
19	レジ種類	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○
20	別売り付属品	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○
21	ハードウェアに導入するソフトウェア名	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○
22	販売形態	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
23	ソフトウェア(ITツール)の標準販売価格(税抜)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○
24	ソフトウェアITツールの最小販売価格(税抜)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-
25	申請価格理由書	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
26	ソフトウェアに包有されているライセンス数	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
27	ライセンス形態	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
28	ライセンス1・2の標準販売価格(税抜)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
29	ライセンス1・2の最小販売価格(税抜)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
30	価格設定の内訳/価格設定(自由記載)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-
31	単位(OP、役務)	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-
32	初期費用 上限価格(税抜)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
33	ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)月額費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-
34	端末監視型サービス(EDR等)月額費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-
35	ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-
36	代表業種	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
37	プロセスの選択	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
38	その他導入が可能な業種の選択	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
39	会計・財務ソフトウェアの有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
40	受発注関連ソフトウェアの有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
41	決済関連ソフトウェアの有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
42	ECサイト構築の有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
43	ECサイト構築のバージョン	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
44	ECサイトセキュリティ対策	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
45	インボイス制度対応	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
46	クラウド化について	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
47	商流一括インボイス対応類型ITツールの申告	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
48	質問事項1~11	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	資料添付	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-
50	ホームページへの掲載	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-



## 4. ITツールと交付申請の関係

1. 交付申請 通常枠A類型
2. 交付申請 通常枠B類型
3. 交付申請 デジタル化基盤導入類型
4. 交付申請 商流一括インボイス対応類型
5. 交付申請 セキュリティ対策推進枠

## 4. ITツールと交付申請の関係

### 4-1 交付申請 通常枠A類型

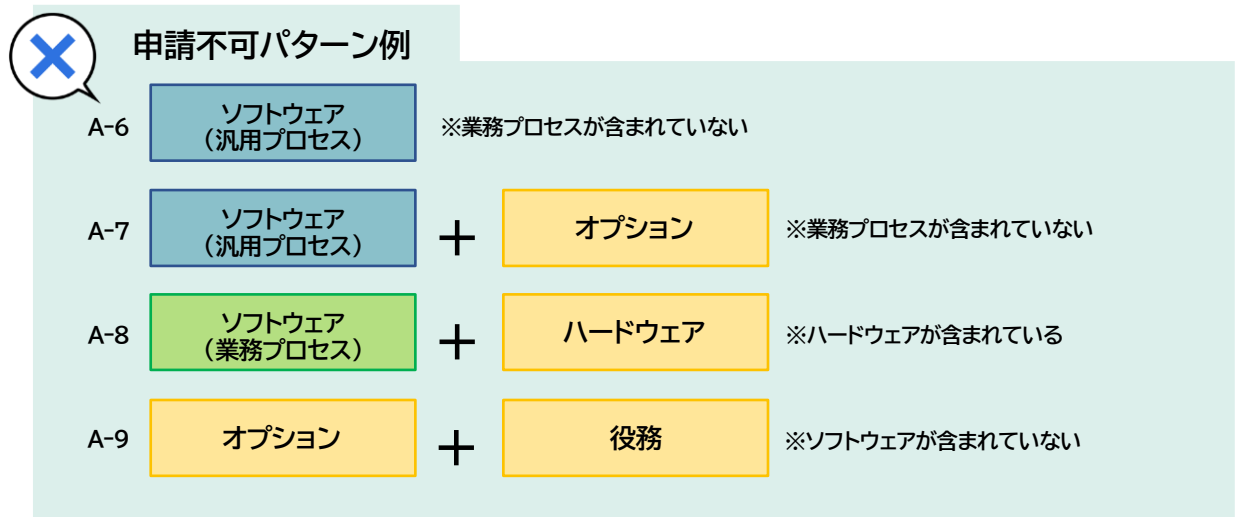
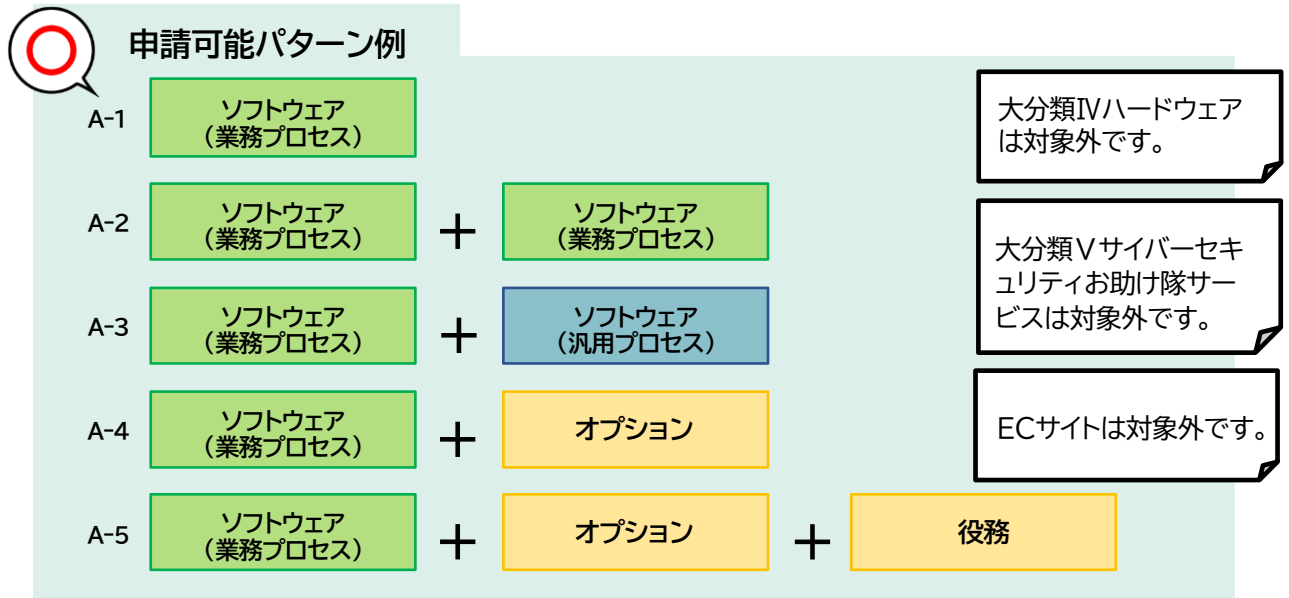
#### 【通常枠A類型の交付申請のプロセス要件】

1. 業務プロセス(共P-01～各業種P-06)が1種類以上含まれていなければなりません。
2. 汎用プロセス(汎P-07)のみでは交付申請はできません。
3. 複数のソフトウェア、オプション及び役務を組み合わせた申請が可能です。

#### 【通常枠A類型の申請可能なカテゴリー】

カテゴリー1～7までのITツールが申請可能です。(大分類IVハードウェア、大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービスは申請できません)

※プロセス表については、[ITツール 登録要領\(P.26\)](#)を参照



※交付申請にはその他にも要件があります。詳細は[公募要領\(通常枠\)](#)をご確認ください。

## 4-2 交付申請 通常枠B類型

### 【通常枠B類型の交付申請のプロセス要件】

1. 業務プロセス(共P-01～各業種P-06)と汎用プロセス(汎P-07)の中から4種類以上含まれていなければなりません。
2. 複数のソフトウェア、オプション及び役務を組み合わせた申請が可能です。  
組み合わせることでプロセス要件を満たすことでも申請が可能です。  
※ただしプロセス情報が含まれるのはカテゴリ1ソフトウェアのみです。

### 【通常枠B類型の申請可能なカテゴリ】

カテゴリ1～7までのITツールが申請可能です。(大分類IVハードウェア、大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービスは申請できません)

プロセス表については[ITツール 登録要領\(P.26\)](#)を参照

大分類IVハードウェア  
は対象外です。

大分類Vサイバーセ  
キュリティお助け隊  
サービスは対象外です。

ECサイトは対象外です。

### ○ 申請可能パターン例

B-1	ソフトウェア (業務プロセス4種類)			
B-2	ソフトウェア (業務プロセス3種類)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)	
B-3	ソフトウェア (業務プロセス2種類)	+	ソフトウェア (業務プロセス1種類)	+
				ソフトウェア (汎用プロセス)
B-4	ソフトウェア (業務プロセス3種類)	+	ソフトウェア (業務プロセス1種類)	+
				オプション
B-5	ソフトウェア (業務プロセス4種類)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)	+
				役務
B-6	ソフトウェア (業務プロセス4種類)	+	オプション	+
				役務

### ✕ 申請不可パターン例

B-7	ソフトウェア (業務プロセス3種類)				※プロセスが4種類以上ない
B-8	ソフトウェア (業務プロセス2種類)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)		※プロセスが4種類以上ない
B-9	ソフトウェア (業務プロセス3種類)	+	オプション		※プロセスが4種類以上ない
B-10	ソフトウェア (業務プロセス4種類)	+	ハードウェア		※ハードウェアが含まれている

交付申請にはその他にも要件があります。詳細は[公募要領\(通常枠\)](#)をご確認ください。

## 4-3 交付申請 デジタル化基盤導入類型

## 【デジタル化基盤導入類型の交付申請のプロセス要件】

プロセスの数の要件はありません。

## 【機能要件】

“会計・受発注・決済・EC”のいずれか1つ以上の機能が含まれていなければなりません。

## 【ITツールの組み合わせ】

“会計・受発注・決済・EC”以外のソフトウェアを組み合わせることはできません。



## 申請可能パターン例

C-1	ソフトウェア (会計)				
C-2	ソフトウェア (会計)	+	ソフトウェア (受発注)		
C-3	ソフトウェア (会計)	+	オプション	+	役務
C-4	ソフトウェア (会計・受発注・EC)	+	オプション	+	ハードウェア (カテゴリ-8)
C-5	ソフトウェア (決済)	+	役務	+	ハードウェア (カテゴリ-9)



## 申請不可パターン例

C-5	ソフトウェア (会計・受発注・決済・EC以外)			※“会計・受発注・決済・EC”のいずれも含まれていない
C-6	ソフトウェア (会計)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)	※“会計・受発注・決済・EC”以外が組み合わせられている
C-7	ソフトウェア (会計)	+	ソフトウェア (会計・受発注・決済・EC以外)	※“会計・受発注・決済・EC”以外が組み合わせられている
C-8	ソフトウェア (会計・受発注・EC)	+	ハードウェア (カテゴリ-9)	※“決済”を含まない組み合わせ

デジタル化基盤導入類型は機能数と補助金額によって補助率が変わる等その他にも要件があります。詳細は[公募要領\(デジタル化基盤導入類型\)](#)をご確認ください。

#### 4-4 交付申請 商流一括インボイス対応類型

##### 【商流一括インボイス対応類型の交付申請のプロセス要件】

プロセスの数の要件はありません。

##### 【機能要件】

5つの要件を全て満たさなくてはなりません。

また、ITツール情報の変更にて商流一括インボイス対応類型のITツールであることを申告し、事務局の承認を受けなければなりません。

##### 【ITツールの組み合わせ】

対応ITツールは1種類のみ交付申請を行うことが可能です。



##### 申請可能パターン例

D-1

ソフトウェア  
(商流一括対応)



##### 申請不可パターン例

D-1

ソフトウェア  
(商流一括対応)

+

ソフトウェア  
(商流一括対応)

※2種類以上のITツールを組み合わせできません。

D-2

ソフトウェア  
(商流一括対応して  
いない)

※商流一括インボイス対応ITツールであると申告されていない場合は交付申請できません。

C-3

ソフトウェア  
(商流一括対応)

+

ソフトウェア  
(汎用プロセス)

※2種類以上のITツールを組み合わせできません。

C-4

ソフトウェア  
(商流一括対応)

+

ソフトウェア  
(会計・受発注・決済・EC以外)

※2種類以上のITツールを組み合わせできません。

C-5

ソフトウェア  
(商流一括対応)

+

ハードウェア  
(カテゴリー9)

※2種類以上のITツールを組み合わせできません。

詳細は[公募要領\(商流一括インボイス対応類型\)](#)をご確認ください。

## 4-5 交付申請 セキュリティ対策推進枠

### 【セキュリティ対策推進枠の交付申請のプロセス要件】

プロセスの数の要件はありません。

### 【機能要件】

機能の数の要件はありません。

### 【ITツールの組み合わせ】

カテゴリ10 サイバーセキュリティお助け隊サービス以外のITツールを組み合わせることはできません。また、同じカテゴリ10の別のサイバーセキュリティお助け隊サービスを組み合わせることもできません。

### 【他の類型との重複申請】

通常枠(A・B類型)やデジタル化基盤導入類型にて、カテゴリ4セキュリティで既にサイバーセキュリティお助け隊サービスを申請し、交付決定を受けている場合、重複してカテゴリ10サイバーセキュリティお助け隊サービスを申請することはできません。また、サイバーセキュリティお助け隊サービスが異なる場合でも申請できません。



### 申請可能パターン例

E-1

サイバーセキュリティお助け隊サービス



### 申請不可パターン例

E-2

サイバーセキュリティお助け隊サービス

+

ソフトウェア

E-3

サイバーセキュリティお助け隊サービス

+

ソフトウェア

+

オプション

※上記2点ともに、サイバーセキュリティお助け隊サービス以外のITツールが組み合わせられている

E-4

サイバーセキュリティお助け隊サービス

+

サイバーセキュリティお助け隊サービス

※サイバーセキュリティお助け隊サービスを重複して申請している

交付申請にはその他にも要件があります。詳細は[公募要領\(セキュリティ対策推進枠\)](#)をご確認ください。

## 5. ITツールと実績報告の関係

### 1. 実績報告における注意事項

## 5. ITツールと実績報告の関係

### 5-1 実績報告における注意事項

補助事業者は交付決定後、交付決定を受けたITツールを購入しITツールを導入します。補助事業が完了したら、補助事業者は事務局へ実績報告を行っていただきます。

事務局は報告された補助事業の内容について、交付申請に基づき正しく実施され、経費が適正に支出されたことを検査します。必要に応じて立入調査・ヒヤリング等を行う場合があります。IT導入支援事業者の皆様は、実績報告時を考慮し、ITツール登録の際に以下の点にご注意ください。



#### 交付決定を受けたITツールの登録情報と請求書明細書の内容が一致するか。

請求明細書に明示された【製品名】、【価格】、【パッケージ内容】などが、交付決定を受けたITツールの情報と一致しているかを確認します。

ITツール名と請求明細の費目が一致していることが望ましいですが、ITツール名と請求明細書に記載される商品名の一致が確認しづらいものは、ITツール登録時のITツール概要に明示をするか、請求明細書にITツール名やITツールNoを明示する等の対応をお願いします。

一致が確認できない場合、追加の説明や資料を求めますが、それによっても確認できない際は、補助対象外と判断されることがあります。



#### ITツールの登録情報に含まれていない費用が混在していないか。

事前登録されたITツールが交付申請で選択され交付決定を受けることにより、補助事業に必要な経費として【補助対象経費】と認められます。

ITツールは、適切なカテゴリーを選択し、[ITツール登録要領](#)に沿って正しい情報で登録してください。

注)複数のソフトウェアや役務・オプション・ハードウェアなどの経費を混在させて1つのITツールとしては登録できません。【ソフトウェア】、【役務】、【オプション】、【ハードウェア】はそれぞれ個別にITツール登録を行ったうえで、交付申請時に選択をしてください。

**実績報告の検査にて、交付決定を受けたITツール以外の費用が含まれていると判断された場合や、対象外と指定されている経費など要件を満たさない経費と判断された場合は、補助対象経費とはなりません。**



## 6. ITツール入力画面イメージ

1. 大分類Ⅰソフトウェアの入力画面イメージ
2. 大分類Ⅱオプションの入力画面イメージ
3. 大分類Ⅲ役務の入力画面イメージ
4. 大分類Ⅳハードウェアの入力画面イメージ
5. 大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービスの入力画面イメージ

## 6. ITツール入力画面イメージ

### 6-1 大分類Ⅰソフトウェアの入力画面イメージ

1 登録するITツール情報を入力してください。

#### STEP 1

※画面イメージ

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について  
十分理解のうえ、手続きを進めてください

- ▶ ITツール登録要領
- ▶ ITツール登録の手引き

手続き画面へ

#### STEP 3

※画面イメージ

ITツール登録 入力

0%  100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択  
申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者

ITツール登録担当者メールアドレス

ITツール登録担当者連絡先

#### STEP 2

※画面イメージ

ITツール登録 入力

0%  100%

ITツールの登録料に必ずご確認ください。

1. ITツールの登録料は、【ITツール登録要領】と、【ITツール登録の手引き】を必ずお読みください。
2. 以下のようなケースは差し戻しとなります。  
ア. 提出資料からITツールの機能情報が確認できない。  
イ. ITツール情報に入力された法人登録後の担当者の氏名が提出された資料と一致していない。  
ウ. 内容に不備が多く追加確認を要する。
3. 登録するカテゴリに誤りがある。  
差し戻しとなったITツールは登録情報の修正または追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
4. 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。  
適切かつ正確な情報を申請してください。
5. ITツールの審査には10営業日程度かかっています。
6. 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての登録が確定でない場合は、ITツールの登録申請は行えません。

要件確認・宣誓事項

1. 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対外経費を負担しないこと。
2. 申請するITツールの内容、機能、登録等について虚偽または過大申告を行わないこと。
3. 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
4. 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
5. 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発見された場合は事務局の指示に従うこと。

ご了承くださいる場合のみ次へお進みください。

戻る

次へ

※画面イメージ

ITツール登録 入力

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択  
検索  
申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

担当構成員検索

申請番号	<input type="text"/>
構成員の管理番号	<input type="text"/>
法人名	<input type="text"/>
屋号・商号	<input type="text"/>
代表者名：氏	<input type="text"/>
代表者名：名	<input type="text"/>

検索結果をクリア

検索

申請番号	構成員名

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合  
構成員の登録リストが表示されます。ITツール  
登録担当となる構成員を選択してください。

※幹事社画面の例

※「×ボタン」が表示されませんが枠外を押下いただくことで前の画面に戻ることができます。



各画面において必須項目を入力し、正常に画面遷移ができた場合は、画面遷移前までの入力情報が一時保存されます。入力途中の場合、入力情報は保存されませんのでご注意ください。

1 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 4** ITツール登録 入力

0% 100%

担当者/カテゴリー選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択  
申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者

ITツール登録担当者メールアドレス

ITツール登録担当者連絡先

カテゴリー  ソフトウェア  機能拡張  データ連携ツール  セキュリティ  
 導入コンサルティング  導入設定、マニュアル作成、導入研修  
 保守・サポート  POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機  
 サイバーセキュリティお助けサービス  
※レジ以外の用途で、「会計・受発注・決済・EC」のいずれかの機能を含むソフトウェアと併せて導入する【カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機】については事前の登録申請は不要です。

ITツール管理コード  全角半角で入力 80文字以内  
自社で管理するための任意のコードを入力してください。

ITツール名  全角半角で入力 80文字以内  
・カテゴリー内で同一のITツール名は利用できません。  
・シリーズや複数プランの一括登録はできません。製品毎・プラン毎に付けて登録してください。  
・正式な製品名をつけてください。(NG例：補助金/バック、おすすめプランforIT補助金)  
・ホームページに掲載されます。  
・実績報告の際に提出される証書とITツール名が突合しやすい名称にしてください。

戻る 次へ

**STEP 5** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

開発メーカー  自社製品  他社製品

開発メーカー名  全角半角で入力 100文字以内  
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するまでにかかる日数  半角数字で入力 日  
本ITツールを購入（契約）してから導入するまでにかかる日数（目安）を入力してください。

導入にかかる作業（項目）内容  全角半角で入力 255文字以内  
導入方法や作業内容を入力してください。例：技術スタッフが訪問の上インストール作業を行います。1日あたり1場所 例2：発行したID、PWをお客様に配布開始。導入作業開始なし。

ITツール概要（説明）  全角半角で入力 1000文字以内  
ITツールの概要説明を記述してください。どのような機能を有しているか、導入によってどのような効果を期待できるかを詳しく記述してください。オプションや後継機の場合は何のソフトに併せられるものかをわかるように記述してください。 ※ホームページに掲載されます。

WEB掲載用URL  http://xxxxx.com  
※ホームページに掲載されます

審査用説明URL  http://xxxxx.com  
プロセス（機能）と価格について確認が取れるURLを入力してください。この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例：機能一覧、機能構成図、価格資料

マスターファイル  全角半角で入力 例）顧客マスター、商品マスター、仕入れ先マスター等 255文字以内  
マスターファイルを入力してください。(注) マスターファイルとは、業務を行う上で基本情報を集約したDBで、ドラッグ＆ドロップとは異なります。例) 顧客マスター、商品マスター、仕入れ先マスター等

自社が顧客へ導入した会社数  半角数字で入力 社  
自社が顧客へ導入した会社数（実績）を入力してください（開発メーカーが販売した数ではありません）

販売を開始した日  YYYY/MM/DD  
本ITツールの販売を開始した日（過去日）を入力してください（開発メーカーが販売を開始した日ではありません）

戻る 次へ

※画面イメージ

開発メーカー  自社製品  他社製品

開発メーカー名  全角半角で入力 100文字以内  
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

## 1 登録するITツール情報を入力してください。

STEP 6
ITツール登録 入力
※画面イメージ

0%

100%

価格の入力について [ITツール登録の手引き](#) に例示が提示されています。申請するソフトウェアのパターンにあわせて例示を参考にしながら入力してください。

### ソフトウェア価格の入力

販売形態
 買取
 サブスクリプション

**ソフトウェアの標準販売価格 (税抜)**

半角数字で入力 カンマ不可  円

ソフトウェアの標準販売価格を入力して下さい。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことです。買取の場合はソフトウェアの買取価格を、サブスクリプションの場合は1年間のソフトウェア利用料金を入力してください。税抜で入力してください。

**ソフトウェアの最小販売価格 (税抜)**

半角数字で入力 カンマ不可  円

ソフトウェアの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。

**ソフトウェアに含まれているライセンス数**

半角数字で入力  Lic

ソフトウェアにあらかじめライセンスが含まれている場合は数量を入力してください。ライセンスのみを販売する形態 (SaaSやサブスクリプション形式など) は「1」と入力してください。注 ここで入力いただくのはあくまでライセンス数であり、利用可能PC台数ではありません。1ライセンスで2台まで利用できるケースは「1」と入力してください。

**例1: 5ライセンスがあらかじめ含まれている定価3,000,000円のソフトウェア。2,000,000円まで値引きする可能性あり。**

ソフトウェアの標準販売価格(税抜).... [3,000,000] 円と入力  
ソフトウェアの最小販売価格(税抜).... [2,000,000] 円と入力  
ソフトウェアに含まれているライセンス数.... [5] Licと入力  
ライセンス形態は [B.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション] を選択します。

**例2: ECサイト要件 導入先の規模により1,500,000円~3,000,000円まで幅あり。**

ソフトウェアの標準販売価格(税抜).... [3,000,000] 円と入力  
ソフトウェアの最小販売価格(税抜).... [1,500,000] 円と入力  
ソフトウェアに含まれているライセンス数.... [1] Licと入力  
ライセンス形態は [B.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション] を選択します。  
Licに別添にサブスクリプション形式のCMSを利用する場合は、ライセンス形態は [A.ライセンス販売あり] を選択した後に、ライセンス形態にCMS利用料1年分の価格を入力します。

**例3: 月額1,000円のSaaSの会計ソフト。値引きの予定はなし。**

ソフトウェアの標準販売価格(税抜).... [12,000] 円と入力  
ソフトウェアの最小販売価格(税抜).... [12,000] 円と入力  
ソフトウェアに含まれているライセンス数.... [1] Licと入力  
ライセンス形態は [B.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション] を選択します。

**例4: ソフトウェア本体のみで定価1,000,000円のソフトウェア、ライセンスは別売り。500,000円まで値引きする可能性あり。**

ソフトウェアの標準販売価格(税抜).... [1,000,000] 円と入力  
ソフトウェアの最小販売価格(税抜).... [500,000] 円と入力  
ソフトウェアに含まれているライセンス数.... [0] Licと入力  
ライセンス形態は [A.ライセンス販売あり] を選択した後に、ライセンス価格を入力します。

**例5: ライセンスで100,000円のサブスクリプション形式のソフトウェア。50,000円まで値引きする可能性あり。**

ソフトウェアの標準販売価格(税抜).... [133,334] 円と入力  
ソフトウェアの最小販売価格(税抜).... [116,667] 円と入力  
ソフトウェアに含まれているライセンス数.... [1] Licと入力  
標準販売価格300,000円、最小販売価格50,000円、Licを指定して入力しません。  
ライセンス形態は [B.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション] を選択します。

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください

ソフトウェアの標準販売価格 (税抜)
※画面イメージ

円

ソフトウェアの標準販売価格を入力して下さい。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことです。買取の場合はソフトウェアの買取価格を、サブスクリプションの場合は1年間のソフトウェア利用料金を入力してください。税抜で入力してください。

ソフトウェアの最小販売価格 (税抜)
※画面イメージ

半角数字で入力 カンマ不可  円

ソフトウェアの最小販売価格を入力してください。ソフトウェアの標準販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。

ファイルを選択

**申請価格理由書**

ITツールの販売価格について、IT導入補助金の過年度事業等を含む平均的な市場価格を大幅に上回る場合、「申請価格理由書」を求めています。理由書はPDF形式で提出してください。  
①IT導入拠点事業者名、②ITツール名、③ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格設定とその価格認定理由について、IT導入支援事業者として説明を行ってください。  
(③理由の説明には、リリース直後の開発費用の資金回収計画や、マーケットに対する希少性の内容等、具体的な内容を記載してください。)

価格が高額の場合、[申請価格理由書](#)の添付が必要です。

1 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 6** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

ライセンス形態  A.ライセンス販売あり  
 B.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション

※画面イメージ

ライセンス形態を選択してください。画面で利用ユーザーを増やす場合、以下のどちらに該当しますか?  
**A. 別種ライセンスのみを購入することで、利用ユーザーを増やすことができる**  
 Aを選択してください。画面で「ライセンスの形態」の転送が必要です。  
**B. ライセンス販売はなく、ソフトウェアを追加で購入することでユーザーを増やすことができます。**  
 または、SaaS・サブスクリプション形式である。  
 Bを選択してください。「ライセンスの形態」の転送は不要です。

**A ライセンス販売あり**

必要に応じて追加でライセンスのみを別種料金で購入することができます

**B ライセンス販売なし**

ソフトウェア本体を必要数購入する

**SaaS・サブスクリプション**

SaaSやサブスクリプション形式に多いライセンス料のみでソフトウェアが利用できるケース

全角半角や入力 255文字以内

価格設定の円記

上記で設定した価格の円記を削除してください。

戻る 次へ

【ライセンス販売あり】を選択した場合、ライセンスの標準販売価格、および最小販売価格を入力してください。

※画面イメージ

ライセンス形態  ライセンス販売あり  
 ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション

ライセンス1の販売価格：標準販売価格 (税抜)  円/1ライセンスあたり  
 1ライセンスの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きがされていない価格のことです。税抜で入力してください。

ライセンス1の販売価格：最小販売価格 (税抜)  円/1ライセンスあたり  
 1ライセンスの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。※この情報は審査のみで利用されます。

ライセンス2の販売価格：標準販売価格 (税抜)  円/1ライセンスあたり  
 1ライセンスの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きがされていない価格のことです。税抜で入力してください。

ライセンス2の販売価格：最小販売価格 (税抜)  円/1ライセンスあたり  
 1ライセンスの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。※この情報は審査のみで利用されます。

## 1 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 7** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

プロセスの選択

代表的な業種の選択 必須

すべての業種向け（業種を問わない）  
いずれか一つを選択してください。  
※ホームページに掲載されます。

ITツールが有するプロセスを選択してください。（複数選択可）  
プロセス（機能）の内容が十分に説明されている資料をご提出ください。

--- プロセス要件について【ITツール登録要領】からの抜粋 ---

- 保有する機能が本登録要件にて定義するプロセス中からいずれか1つ以上に該当する業務ソフトウェアが対象となる。
- 1つのプロセスの中で幅広く業務をカバーするソフトウェアであること。
- 業務プロセスと汎用プロセスは同時に選択することはできない。

PCコード	プロセス	該当する機能例	該当するものを選択してください。
共P-01	①顧客対応、販売支援	・MA：トラッキング機能(潜在顧客属性情報・行動履歴収集・分析)、リード管理(潜在顧客育成・潜在顧客選別) ・SFA：見込管理、案件管理、商談進捗、営業履歴連携、営業管理等実務管理 ・CRM：顧客情報管理、対応履歴共有、顧客分析・販売、アフターケア機能 ・予約受付機能、無人受付・無人チェックイン	<input type="checkbox"/>
共P-02	②決済・債権債務、資金回収	・決済(POSレジ、販売機システム、ECサイト用カード、多通貨対応) ・徴収・納入管理、管理、支払管理 ・受入・売上請求管理、発注、回収管理 ・電子控帳連携・手形管理 ・採算管理(売上分析、精算管理)	<input type="checkbox"/>
共P-03	③供給・在庫・物流	・取引条件管理(取引先、納入条件) ・ロケーション管理、入出庫管理、実地帳簿管理、移品受入 ・在庫分析、在庫率 ・納品管理(納品先、納品期日、配達状況確認等) ・配達業者管理、配達計画、納品手続処理	<input type="checkbox"/>
共P-04	④会計・財務・経営	・予算精算、資金繰り計画、CMS（キャッシュ・マネジメント） ・仕訳、各種出納帳、勘定定額簿、残高試算表、財務三表(B/S, P/L, C/F) ・固定資産台帳・減価償却計算 ・経営精算 ・法定調書・税務申告書作成 ・管理会計、経営分析	<input type="checkbox"/>
共P-05	⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練、法務・備忘	・出勤申請・管理 ・シフト作成、36協定、長時勤務等 ・給与計算、有給計算、管理、社会保険計算、年末調整計算 ・人事基本管理、人事評価 ・採用・給与・賞与・退職手続、労働契約管理 ・ストレスリスクの自動検知、ストレス診断、アンケート、ストレス要因可視化、改善計画策定、福利厚生管理 ・社内向け研修ツール（階級別研修、セキュリティ研修、技術研修、eラーニング作成・配信） ・電子契約、リーガルチェック、BCP支援、ISO管理 ・社内資産管理（器具、備品、施設、ファシリティ、IT資産、MDM、機器管理、知財管理等）	<input type="checkbox"/>
汎P-07	⑦汎用、自動化・分析ツール	・文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、関係データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト ・文書経路管理ソフト、OCR、PDF、ペーパーレス化ツール ・ワークフロー、グループウェア、コラボレーションツール、社内SNS、社内チャットツール ・CTI、FAX、IVR ・WEB会議システム、リモートデスクトップ、シンククライアント ・ビジネスアプリ作成ツール ・同時編集機能等が搭載されたオンラインストレージサービス ・RPA、チャットボットシステム ・BI、分析、解析専門ツール	<input type="checkbox"/>

戻る 次へ

**【すべての業種向け（業種を問わない）】以外を選択した場合、業種固有プロセスP-06が表示されます。**

※画面イメージ

代表的な業種の選択 必須

製造業向け  
いずれか一つを選択してください。  
※ホームページに掲載されます。

※画面イメージ

汎P-06	⑧業種固有プロセス	・品質管理（品質保証「保証・保証証」、品質改善「改善プロセス」、トレーサビリティ、発生処理） ・製造工程管理（製造計画、振込簿、納期管理、ロット管理） ・製造管理（作業計画、作業計画、安全管理、MRO） ・製造設備管理（設備点検、設備保守） ・安全管理（作業計画立案、工程計画、危険回避計画） ・安全、安全、安全 ・製造業（機械）製造業（食品加工）、コスト削減、環境管理 ・プロセスコントロール、機械、学習システム、工務管理、品質管理	<input type="checkbox"/>
-------	-----------	--	--------------------------

## 1 登録するITツール情報を入力してください。

### STEP 8

その他にも導入することが可能な業種の選択

※画面イメージ

0%  100%

その他にも導入することが可能な業種の選択

選択不要な業種にチェックが付いている場合はチェックを外してください。

<input type="checkbox"/> 農業・林業・漁業向け	<input type="checkbox"/> 建設・土木業向け	<input type="checkbox"/> 製造業向け
<input type="checkbox"/> 情報サービス業向け	<input type="checkbox"/> 運輸業向け	<input type="checkbox"/> 卸売業向け
<input type="checkbox"/> 小売業向け	<input type="checkbox"/> 保険・金融業向け	<input type="checkbox"/> 不動産業向け
<input type="checkbox"/> 物品賃貸業向け	<input type="checkbox"/> 専門・技術サービス業向け	<input type="checkbox"/> 宿泊業向け
<input type="checkbox"/> 飲食業向け	<input type="checkbox"/> 生活関連サービス業向け	<input type="checkbox"/> 教育・学習支援業向け
<input type="checkbox"/> 医療業向け	<input type="checkbox"/> 介護業向け	<input type="checkbox"/> 保育業向け
<input type="checkbox"/> その他サービス業向け	<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも分類されない業種向け	

選択不要な業種にチェックがついている場合はチェックを外してください。

戻る 次へ

### STEP 9

デジタル化基盤導入類型の申請に係る要件について

※画面イメージ

0%  100%

デジタル化基盤導入類型の申請に係る要件について

申請するITツールが以下のいずれかに該当する場合、「はい」を選択してください。

会計・財務ソフトウェアに該当しますか? <small>必須</small>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ 会計・財務ソフトウェアとは仕訳、各種出納帳、総勘定元帳、試算表や財務三表の作成機能があるソフトウェアのことです。
受発注関連のソフトウェアに該当しますか? <small>必須</small>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ 売り手側機能では売上請求管理、売掛、回収管理や電子記録債権、手形管理機能、買い手側機能では仕入管理（仕入明細）、買掛、支払管理等の機能があるソフトウェアのことです。
決済関連のソフトウェアに該当しますか? <small>必須</small>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ POSレジシステム等の決済機能や、商品売買に伴い金銭のやり取りによって債権債務を解消させる機能のことです。
ECサイト構築に該当しますか? <small>必須</small>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ WEBサイト上で商品を販売する電子商取引を実装したウェブサイトのことです。

【ECサイト構築に該当しますか?】を選択した場合、ECサイトの構築パターンを選択してください。

※画面イメージ

ECサイト構築に該当しますか? <small>必須</small>	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ WEBサイト上で商品を販売する電子商取引を実装したウェブサイトのことです。
ECサイト構築のパターンを選択 <small>必須</small>	選択してください 全角半角で入力 255文字以内
ECサイトのセキュリティ対策 <small>必須</small>	<input type="text"/> 制作するECサイトに關するセキュリティ対策内容を申告してください。

選択してください

- 選択してください
- フルスクラッチ
- CMS利用
- ショッピングサイト出店

1

登録するITツール情報を入力してください。

### STEP 10

※画面イメージ

デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)で交付申請を行  
登録する場合は、以下にチェックしてください。

デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)での導入を希望する

商流一括インボイス対応類型の申請に係る要件について

要件に該当するITツールであることの説明 <b>必須</b>	全角半角で入力 500文字以内  ソフトウェアが保有する機能が、商流一括インボイス対応類型のITツールの要件に該当することを説明してください
インボイス制度に対応した受発注の機能を有するか? <b>必須</b>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
取引関係における発注者側としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注者側に対して受注者側のアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するクラウド型のソフトウェアであるか? <b>必須</b>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
無償でアカウントを発行する形式のソフトウェアであることがわかる書類 <b>必須</b>	<b>ファイルを選択</b> 取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するソフトウェアである必要があります。要件に該当することが確認できる機能説明資料や価格資料、カタログ等を添付してください。
発注者側のアカウントと受注者側のアカウントで機能が明確に分かれており、発注者側の機能には、発行した受注者側のアカウントとその利用者の状況が管理できる機能を有するか? <b>必須</b>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
取引先(中小企業・小規模事業者等)のアカウント利用一覧の画面キャプチャ <b>必須</b>	<b>ファイルを選択</b> 発注側の事業者が、アカウント利用者の一覧(利用する事業者名、インボイス管理番号等)を確認できる画面を有するソフトウェアである必要があります。要件に該当することが確認できる機能説明資料やソフトウェアの画面キャプチャ、カタログ等を添付してください。
発注者側が受注者側との取引内容を一元管理(契約・発注、請求等)できる機能を有すること(例:契約管理、案件管理、業務進捗管理機能、請求管理、発注管理、プロジェクト管理、タレントマネジメント機能、委託先評価機能など) <b>必須</b>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
発注者側が受注者側の選格請求書発行事業者登録番号(インボイス管理番号)を管理する機能を有するか? <b>必須</b>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
受注者側のアカウントを上限なく発行できる契約ではないか? <b>必須</b>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
受注者側のアカウントを上限なく発行できる契約ではないことがわかる資料 <b>必須</b>	<b>ファイルを選択</b> 発注側の事業者が、受注者側に対してアカウントを発行できる数が無制限である場合、正確な補助対象経費の算出が困難であるため補助対象外となります。発行することのできる受注者側のアカウントの上限数が定められていることが要件です。要件に該当することが確認できる価格表などを添付してください。

戻る 次へ

【デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)での導入を希望する】を選択した場合、追加の入力項目が表示されます。



## 1 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 11** 国の政策への対応について ※画面イメージ

0% 100%

この項目は国の政策に対応しているかを問うページです。非対応であっても登録を不可とするものではありません。

国の政策への対応について

インボイス制度対応 **必須**

インボイス制度への対応について、会計や債権関連のソフトウェア(請求書他、総勘定元帳の格層等)の場合、選格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応していますか？  
対応済みの場合は申告をしてください。  
インボイス制度とは  
2019年10月より開始された区分記帳請求書等保存方式ではなく、2023年10月より開始される選格請求書等保存方式のことを指します。  
インボイス制度については国税庁のホームページを参照ください。  
インボイス制度とは  
 対応済  対応なし

クラウド化について **必須**

国が推進するソフトウェアの「クラウド化」に資するITツールですか？  
ソフトウェアのプログラムが提供事業者が用意するクラウドサーバーで稼働するもの(いわゆるSaaS)や、自社で用意したプライベートクラウド等で稼働するITツールが該当します。  
クラウドを利用したITツール導入の検討とは  
2018年6月7日各府省庁情報化総括責任者(CIO)連絡会議で決定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」のクラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドツールの導入を促すこととする。  
政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針  
 はい  いいえ

戻る 次へ

**STEP 12** ITツールの審査を行うにあたっての質問事項 ※画面イメージ

申請するITツールについて該当するものにチェックしてください。お答えいただく内容によって登録不可と判断するものではありません。選択いただいた内容とソフトウェアの機能について不整合があった場合、事務局より内容の確認をさせていただく場合があります。

- 1 貴社が独自に企画設計し、開発したソフトウェアですか？  はい  いいえ **必須**
- 2 FileMakerや、Access/VBAなどで制作したソフトウェアですか？  はい  いいえ **必須**
- 3 kintoneを使って制作したソフトウェアですか？  はい  いいえ **必須**
- 4 Salesforceを使って作成したソフトウェアですか？  はい  いいえ **必須**
- 5 アプリケーション基盤として、AWS、Azure、GCPなどを利用していますか？  はい  いいえ **必須**
- 6 WEBプラットフォームの提供ですか(購入先はプラットフォーム)？  はい  いいえ **必須**
- 7 WEBプラットフォームサービスの提供ですか(購入先はサービス利用者)？  はい  いいえ **必須**
- 8 クラウドでソフトウェアを提供する場合、クラウドサーバーは貴社が用意しますか？  はい  いいえ **必須**
- 9 顧客の要求に合わせてカスタマイズを行うソフトウェアですか？  はい  いいえ **必須**
- 10 ITツールの価格に、カスタマイズ等の費用は含まれていますか？  はい  いいえ **必須**
- 11 ソフトウェアライセンスに期限付き利用権(5年利用権等)が付与されていますか？  はい  いいえ **必須**

戻る 次へ

インボイス制度への対応について、会計や債権関連のソフトウェアの格層等)の場合、選格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応済みの場合は申告をしてください。  
インボイス制度とは  
2019年10月より開始された区分記帳請求書等保存方式ではなく、2023年10月より開始される選格請求書等保存方式のことを指します。  
インボイス制度については国税庁のホームページを参照ください。  
インボイス制度とは  
 対応済  対応なし

インボイス申告の理由 **必須**

全角半角で入力 255文字以内

インボイス説明資料 **必須**

ファイルを選択

インボイス制度に対応していることがわかる請求書等の出力様子のサンプルを添付してください。

**STEP 13** 資料添付 ※画面イメージ

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。ITツールのプロセス(機能)と価格が確認できる資料を添付してください。この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

機能説明資料 <b>必須</b>	ファイルを選択
価格説明資料 <b>必須</b>	ファイルを選択
その他説明資料(任意)	ファイルを選択

添付漏れはありませんか？  
なければ次へをクリックしてください。

戻る 次へ

【対応済】を選択した場合、インボイス対応が確認できる証拠のサンプルを添付してください。

1 ここまでに入力した内容を確認してください。

**STEP 14** ITツール登録 確認 ※画面イメージ

0% 100%

**申請内容の確認**  
入力内容および添付ファイルを確認してください。  
 添付したファイルは開いて中身を確認し、添付間違いがないか必ずご確認ください。

ITツール登録担当者種別	
ITツール登録担当者	
ITツール登録担当者メールアドレス	
ITツール登録担当者連絡先	
カテゴリ	
ITツール管理コード	
ITツール名	
開発メーカー	
開発メーカー	

---

機能説明資料	number-1.jpeg
価格説明資料	number-2.png
その他説明資料 (任意)	number-3.jpeg

内容にお間違えがなければ登録ボタンを押してください。

戻る 修正 登録

📢 不備訂正時のみ事務局への連絡手段として「備考欄」が表示されます。申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

備考

事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。  
 備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

※画面イメージ

この内容を登録します。よろしいですか？

はい いいえ

**FINISH** ITツール登録 完了 ※画面イメージ

0% 100%

入力完了

6-2 大分類Ⅱオプションの入力画面イメージ

2 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 1** ※画面イメージ

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分理解のうえ、手続きを進めてください

- ITツール登録要領
- ITツール登録の手引き

手続き画面へ

**STEP 2** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

ITツールの登録前に必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、【ITツール登録要領】と、【ITツール登録の手引き】を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
  - ア、提出書類からITツールの機能等が確認できない。
  - イ、ITツール情報に入力された社名等の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
  - ウ、内容に不備が多く追加確認を要する。
  - エ、登録するカテゴリに誤りがある。
 差し戻しとなったITツールは登録情報の見直しまたは追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請後の情報は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度かかっています。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更（申請あり）】より申請が可能です。（受付期間中のみ）情報変更の要件が満たしなりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての項目が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行えません。

要件確認・宣誓事項

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が完了した場合は事務局の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へお進みください。

戻る 次へ

**STEP 3** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者

ITツール登録担当者メールアドレス

ITツール登録担当者連絡先

※画面イメージ

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

検索

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

担当構成員検索

申請番号	
構成員の管理番号	
法人名	
番号・役号	
代表者名：氏	
代表者名：名	

検索結果をクリア 検索

申請番号	構成員名

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合構成員の登録リストが表示されます。ITツール登録担当となる構成員を選択してください。

※幹事社画面の例

※「×ボタン」が表示されませんが枠外を押下いただくことで前の画面に戻ることができます。



各画面において必須項目を入力し、正常に画面遷移ができた場合は、画面遷移前までの入力情報が一時保存されます。入力途中の場合、入力情報は保存されませんのでご注意ください。

## 2 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 4** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

担当者/カテゴリー選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択  
申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者

ITツール登録担当者メールアドレス

ITツール登録担当者連絡先

ソフトウェア  機能拡張  データ連携ツール  セキュリティ

カテゴリー  導入コンサルティング  導入認定・マニュアル作成・導入研修  保守・サポート  POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機  サイバーセキュリティお助け隊サービス

ITツール管理コード   
自社で管理するための任意のコードを入力してください。

ITツール名   
・同じITツール名は利用できません。  
・シリアルや複数ブランドの一括登録はできません。製品毎・ブランド毎にわけて登録してください。  
・正式な製品名をつけてください。(NG例：補助金/バック、おススメブランド/IT補助金)  
・ホームページに掲載されます。  
・実績報告の際に提出される証書とITツール名が突合ししやすい名称にしてください。

戻る 次へ

**STEP 6** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

開発メーカー  自社製品  他社製品

開発メーカー名   
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するまでにかかる日数   
本ITツールを購入（契約）してから導入するまでにかかる日数（目安）を入力してください。

導入にかかる作業（項目）内容   
個人方法と作業内容を入力してください。例：担当スタッフが店舗のインストール作業を行います。1台あたり1時間程度。登録したID、PWでの実施にて利用開始。個人作業確認なし。

ITツール概要（説明）   
ITツールの概要説明をお願いします。どのような機能を持っているか、個人によってどのような効果をもたらせるかをできるだけ詳しくご記入ください。オプションや付属の機能は別のソフトに対するものかをわかるようにご記入ください。 ※ホームページに掲載されます。

宣言用説明URL   
プロセス（機能）と価格について確認が取れるURLを入力してください。  
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

**サイバーセキュリティお助け隊**

サイバーセキュリティお助け隊としてみとめられたITツールですか？  
サイバーセキュリティお助け隊とは  
 はい  いいえ

戻る 次へ

【4.セキュリティ】を選択した場合表示されます。

**STEP 5** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

ITツール基本情報入力

開発メーカー  自社製品  他社製品

開発メーカー名   
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するまでにかかる日数   
本ITツールを購入（契約）してから導入するまでにかかる日数（目安）を入力してください。

導入にかかる作業（項目）内容   
個人方法と作業内容を入力してください。例：担当スタッフが店舗のインストール作業を行います。1台あたり1時間程度。登録したID、PWでの実施にて利用開始。個人作業確認なし。

ITツール概要（説明）   
ITツールの概要説明をお願いします。どのような機能を持っているか、個人によってどのような効果をもたらせるかをできるだけ詳しくご記入ください。オプションや付属の機能は別のソフトに対するものかをわかるようにご記入ください。 ※ホームページに掲載されます。

宣言用説明URL   
プロセス（機能）と価格について確認が取れるURLを入力してください。  
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

戻る 次へ

サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

**サイバーセキュリティお助け隊**

サイバーセキュリティお助け隊としてみとめられたITツールですか？  
サイバーセキュリティお助け隊とは  
 はい  いいえ

登録番号

【はい】を選択した場合は、登録番号を入力してください。



2

ここまでに入力した内容を確認してください。

**STEP 8** 資料添付 ※画面イメージ

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。  
ITツールのプロセス（機能）と価格が確認できる資料を添付してください。  
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

機能説明資料	必須	ファイルを選択
価格説明資料	必須	ファイルを選択
その他説明資料（任意）		ファイルを選択

添付漏れはありませんか？  
なければ次へをクリックしてください。

戻る 次へ

※画面イメージ

この内容を登録します。よろしいですか？

はい いいえ

**FINISH** ITツール登録 完了 ※画面イメージ

0% 100%

入力完了

**STEP 9** ITツール登録 確認 ※画面イメージ

0% 100%

申請内容の確認

入力内容および添付ファイルを確認してください。  
添付したファイルは聞いて中身を確認し、添付間違いがないかを必ずご確認ください。

ITツール登録担当者種別	
ITツール登録担当者	
ITツール登録担当者メールアドレス	
ITツール登録担当者連絡先	
カテゴリー	
ITツール管理コード	
ITツール名	
開発メーカー	

内容に関する問い合わせは登録ボタンをクリックしてください。

戻る 修正 登録



不備訂正時のみ事務局への連絡手段として「備考欄」が表示されます。申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

備考

事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。  
備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

## 6-3 大分類Ⅲ役務の入力画面イメージ

3

登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 1** ※画面イメージ

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分理解のうえ、手続きを進めてください

- ITツール登録要領
- ITツール登録の手引き

手続き画面へ

**STEP 2** ※画面イメージ

ITツール登録 入力

0% 100%

ITツールの登録料に必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、【ITツール登録要領】と、【ITツール登録の手引き】を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
  - ア. 提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
  - イ. ITツール情報を入力された登録申請書の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
  - ウ. 内容に不明点が多く追加確認を要する。
  - エ. 登録するカテゴリに誤りがある。
  - オ. 差し戻しとなったITツールは登録情報の修正または追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。適切な正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いただきます。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更（申請あり）】より申請が可能です。（受付期間のみ）情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての登録が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行えません。

要件確認・宣誓事項

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発覚した場合は事務局の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へお進みください。

戻る 次へ

**STEP 3** ※画面イメージ

ITツール登録 入力

0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者種別 必須  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者

ITツール登録担当者メールアドレス

ITツール登録担当者連絡先

※画面イメージ

ITツール登録担当者種別 必須  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

検索

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

担当構成員検索

申請番号	
構成員の管理番号	
法人名	
番号・商号	
代表者名：氏	
代表者名：名	

検索結果をクリア 検索

申請番号	構成員名

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合構成員の登録リストが表示されます。ITツール登録担当となる構成員を選択してください。

※幹事社画面の例

※「×ボタン」が表示されませんが枠外を押下いただくことで前の画面に戻ることができます。



各画面において必須項目を入力し、正常に画面遷移ができた場合は、画面遷移前までの入力情報が一時保存されます。入力途中の場合、入力情報は保存されませんのでご注意ください。

3 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 4** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

担当者/カテゴリー選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択  
申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者  
ITツール登録担当者メールアドレス  
ITツール登録担当者連絡先

カテゴリー  ソフトウェア  機能拡張  データ連携ツール  セキュリティ  
 導入コンサルティング  導入設定、マニュアル作成、導入研修  
 保守・サポート  POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機  
 サイバーセキュリティお助けサービス  
※レジ以外の用途で、「会計・受発注・決済・EC」のいずれかの機能を含むソフトウェアと併せて導入するITツールは「レジ・PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機」については事前の登録申請は不要です。

ITツール管理コード  全角半角で入力 60文字以内  
自社で管理するための任意のコードを入力してください。

ITツール名  全角半角で入力 80文字以内  
・同じITツール名は利用できません。  
・シリーズや複数プランの一括登録はできません。製品毎・プラン毎にわたって登録してください。  
・正式な製品名をつけてください。(NG例：補助金パック、おすめプランforIT補助金)  
・ホームページに掲載されます。  
・実績報告の際に提出される証憑とITツール名が合致しやすい名称にしてください。

戻る 次へ

**STEP 5** ITツール基本情報入力 ※画面イメージ

実施者 氏名  全角半角で入力 255文字以内

実施者 社名  全角半角で入力 255文字以内

実施者 メールアドレス  半角英数字で入力

実施者 連絡先TEL  ハイフンなし半角数字で入力

実施内容  全角半角で入力 1000文字以内  
具体的な作業内容、期間やITツールの機能説明をできるだけ詳しくお述べてください。可能であればソフトに対するものか分かるようにお述べてください。

審査用説明URL  http://xxxxxx.com  
プロセス（機能）と価格について確認が取れるURLを入力してください。  
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

戻る 次へ

**STEP 6** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

価格の入力

ITツールの標準販売価格 (税抜)  10000000 円  
ITツールの標準販売価格を入力してください。  
販売店が顧客に提供する際の役務費用の定価を入力してください。税抜で入力してください。

ITツールの最小販売価格 (税抜)  半角数字で入力 カンマ不可 円  
ITツールの最小販売価格を入力してください。  
販売店が顧客に提供する際の役務費用の、最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。

申請価格理由書  ファイルを選択  
ITツールの販売価格について、IT導入補助金の過年度事業費等を含む平均的な市場価格を大幅に上回る場合、「申請価格理由書」を求めています。  
理由書はPDF形式で提出してください。  
①IT導入拠点事業者名、②ITツール名、③ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格設定とその価格設定理由について、IT導入支援事業者として説明を行ってください。  
(③理由の説明には、リリース直後の開発費用の資金回収計画や、マーケットに対する稀少性の内容等、具体的な内容を記載してください。)

価格設定の内訳  全角半角で入力 255文字以内

単位  単位を選択してください  
 箇日  
 箇月  
 箇年  
 人  
 箇所

戻る 次へ

➤ 選択する単位に合わせて各価格を入力してください。  
例：箇月で登録する場合は月額費用で入力  
➤ 価格が高額の場合、申請価格理由書の添付が必要です。

価格の単位を選択してください。

【導入コンサルティング】を選択した場合、実施者情報を入力してください。

【導入設定・マニュアル作成・導入研修】  
【保守サポート】を選択した場合、業務内容、および必要に応じて審査用説明URLを入力してください。

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください



3 ここまでに入力した内容を確認してください。

**STEP 7** ITツール登録入力 ※画面イメージ

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。  
ITツールのプロセス（機能）と価格が確認できる資料を添付してください。  
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

価格説明資料	<input type="checkbox"/>	ファイルを選択
その他説明資料（任意）	<input type="checkbox"/>	ファイルを選択

添付資料はありませんか？  
なければ次へをクリックしてください。

戻る 次へ

**FINISH** ITツール登録 完了 ※画面イメージ

0% 100%

入力完了

**STEP 8** ITツール登録 確認 ※画面イメージ

0% 100%

申請内容の確認

入力内容および添付ファイルを確認してください。  
添付したファイルは聞いて内容を確認し、添付間違いがないか必ずご確認ください。

ITツール登録提出者種別	
ITツール登録提出者	
ITツール登録提出者メールアドレス	
ITツール登録提出者連絡先	
カテゴリー	
ITツール管理コード	
ITツール名	
開発メーカー	

内容にお間違いがなければ登録ボタンを押してください。

戻る 修正 登録

この内容を登録します。よろしいですか？

はい

いいえ



不備訂正時のみ事務局への連絡手段として「備考欄」が表示されます。申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

備考

事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。  
備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

## 6-4 大分類Ⅳハードウェアの入力画面イメージ

### 4 登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 1** ※画面イメージ

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分理解のうえ、手続きを進めてください

- ITツール登録要領
- ITツール登録の手引き

手続き画面へ

**STEP 2** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

ITツールの登録料に必ずご確認ください

- ITツールの登録前に、【ITツール登録要領】と、【ITツール登録の手引き】を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
  - ア. 提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
  - イ. ITツール情報に入力された指定事項の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
  - ウ. 内容に不明点が多く追加確認を要する。
  - エ. 登録するソフトウェアのバージョンが異なる。
  - オ. 業上異なったITツールは登録情報の整理しまたは追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請された内容は一部、ホームページ上の検索結果に表示されます。適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いただいております。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更（申請あり）】より申請が可能です。（受付期間中のみ）情報変更の受付が開始になりましたらご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣旨事項

すべての登録が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行えません。

**要件確認・宣旨事項**

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配属されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要件に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発覚した場合は事務局の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へを進めください。

戻る 次へ

**STEP 3** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者  
ITツール登録担当者メールアドレス  
ITツール登録担当者連絡先

※画面イメージ

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

検索

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

**担当構成員検索**

申請番号  
構成員の管理番号  
法人名  
番号・商号  
代表者名：氏  
代表者名：名

検索結果をクリア 検索

申請番号 構成員名

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合構成員の登録リストが表示されます。ITツール登録担当となる構成員を選択してください。

※幹事社画面の例

※「×ボタン」が表示されませんが枠外を押下いただくことで前の画面に戻ることができます。



各画面において必須項目を入力し、正常に画面遷移ができた場合は、画面遷移前までの入力情報が一時保存されます。入力途中の場合、入力情報は保存されませんのでご注意ください。

4

登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 4** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

担当者/カテゴリー選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択  
申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者  
ITツール登録担当者メールアドレス  
ITツール登録担当者連絡先

カテゴリー  ソフトウェア  機能拡張  データ連携ツール  セキュリティ  
 導入コンサルティング  導入研修  PC・タブレット・プリンター・スキャナー  保守・サポート  POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機  サイバーセキュリティお助けサービス

ITツール管理コード  全角半角で入力 80文字以内  
自社で管理するための任意のコードを入力してください。

ITツール名  全角半角で入力 80文字以内  
・同じITツール名は利用できません。  
・シリーズや複数プランの一括登録はできません。製品毎・プラン毎にわけて登録してください。  
・ホームページに掲載されます。  
・実績報告の際に提出される証券とITツール名が突きあわせやすい名称にしてください。

戻る 次へ

**STEP 5** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

ITツール基本情報入力

レジ種類  POSレジ  モバイルPOSレジ  券売機

別売付属品  キャッシュドロフ  カスタマーディスプレイ  レシートプリンタ  
 自動的読機  カードリーダー  バーコードリーダー・QRコードリーダー  
 Wi-Fiリーダー  運搬費

開発メーカー  自社製品  他社製品

開発メーカー名  全角半角で入力 100文字以内  
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するまでにかかる日数  半角数字 日  
本ITツールを(契約)してから導入するまでにかかる日数(目安)を入力してください。

導入にかかる作業(項目)内容  全角半角で入力 255文字以内  
導入方法と作業内容を入力してください。  
例1: 技術スタッフが訪問の上設置を行います。1台あたり3時間。

ハードウェアに導入するソフトウェア名  全角半角で入力 255文字以内  
交付申請では、カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を導入する場合、カテゴリー1ソフトウェアPOSシステムと併せて申請する必要があります。  
申請する本ITツールにインストールする予定のITツールNo./ITツール名を入力してください。(複数可)

WEB掲載用URL  http://xxxxxx.co.jp  
※ホームページに掲載されます。

審査用説明URL  http://xxxxxx.co.jp  
仕様と価格について、確認が取れるURLを入力してください。  
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例: パンフレット、写真付き仕様書、価格表

目社が顧客へ導入した会社数  半角数字で入力  
目社が顧客へ導入した会社数(実績)を入力してください(開発メーカーが販売した数ではありません)

販売を開始した日  YYYY/MM/DD  
本ITツールの販売を開始した日(過去日)を入力してください(開発メーカーが販売を開始した日ではありません)

戻る 次へ

ITツール基本情報入力 ※画面イメージ

レジ種類  ターミナル型POSレジ  セミ/フルセルフPOSレジ  
 パソコン型POSレジ  タブレット型POSレジ  券売機

別売付属品  キャッシュドロフ  カスタマーディスプレイ  レシートプリンタ  
 自動的読機  カードリーダー  バーコードリーダー・QRコードリーダー  
 Wi-Fiリーダー  運搬費

1. ハードウェアに用意されている別売付属品がある場合は選択してください。なお、交付申請の際には上記で選択した別売付属品の中から導入予定の機種を選択していただくことになります。2. 別売付属品と同等の機能が内蔵されている場合や、POS機種本体と一体提供となっている場合は選択不要です。

レジ種類・別売付属品を選択してください。

ハードウェアに導入するソフトウェア名  全角半角で入力 255文字以内 ※画面イメージ

交付申請では、カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を導入する場合、カテゴリー1ソフトウェアPOSシステムと併せて申請する必要があります。  
申請する本ITツールにインストールする予定のITツールNo./ITツール名を入力してください。(複数可)

ハードウェアにインストールするソフトウェアのITツールNoやITツール名を入力してください。

4 ここまでに入力した内容を確認してください。

**STEP 6** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

ITツールの販売価格の入力

ITツールの標準販売価格 (税抜) 必須  円  
半角数字で入力 カンマ不可  
 <ハードウェア式>の標準販売価格を入力してください。  
 別売り付属品がある場合は、POSレジ本体価格と別売り付属品の価格を合算してください。  
 標準販売価格とは、メーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、税抜で入力してください。

ITツールの最小販売価格 (税抜) 必須  円  
半角数字で入力 カンマ不可  
 販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。

価格設定の内訳 必須   
全角半角で入力 255文字以内  
 POSレジ本体機器価格、別売り付属品価格を説明してください。  
 POSレジの例：  
 POSレジ機器本体 ○○円  
 キャッシュドローフ ○○円  
 カスタマーディスプレイ ○○円  
 レシートプリンタ ○○円

戻る 次へ

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください

**STEP 8** ITツール登録 確認 ※画面イメージ

0% 100%

申請内容の確認

入力内容および添付ファイルを確認してください。  
 添付したファイルは聞いて中身を確認し、添付間違いがないかを必ずご確認ください。

ITツール登録担当者種別	
ITツール登録担当者	
ITツール登録担当者メールアドレス	
ITツール登録担当者連絡先	
カテゴリー	
ITツール管理コード	
ITツール名	

不備訂正時のみ事務局への連絡手段として「備考欄」が表示されます。申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できませんので、ご注意ください。

備考

事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。  
 備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できませんので、ご注意ください。

**STEP 7** ITツール登録入力 ※画面イメージ

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。  
 ITツールのプロセス（機能）と価格が確認できる資料を添付してください。  
 この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
 資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

機能説明資料 <small>必須</small>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>
価格説明資料 <small>必須</small>	<input type="button" value="ファイルを選択"/>
その他説明資料 (任意)	<input type="button" value="ファイルを選択"/>

添付漏れはありませんか？  
 なければ次へをクリックしてください。

戻る 次へ

※画面イメージ

この内容を登録します。よろしいですか？

**FINISH** ITツール登録 完了 ※画面イメージ

0% 100%

入力完了

## 6-5 大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービスの入力画面イメージ

5

登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 1** ※画面イメージ

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分理解のうえ、手続きを進めてください

- ITツール登録要領
- ITツール登録の手引き

手続き画面へ

**STEP 2** ※画面イメージ

ITツール登録 入力

0% 100%

ITツールの登録料にご確認ください。

- ITツールの登録前に、【ITツール登録要領】と、【ITツール登録の手引き】を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
  - ア、提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
  - イ、ITツール情報に入力された設定や他者の責任について確認できる資料が提出されていない。
  - ウ、内容に不明点が多く追加確認を要する。
  - エ、登録するカテゴリに誤りがある。
 差し戻しとなったITツールは登録情報の見直しまたは追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度はかかります。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更（申請あり）】より申請が可能です。（受付期間中のみ）情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は実行されておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての登録が確定できない場合は、ITツールの登録申請は行えません。

**要件確認・宣誓事項**

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発見した場合は事務局の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみお返さしてください。

戻る 次へ

**STEP 3** ※画面イメージ

ITツール登録 入力

0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

ITツール登録担当者種別	
ITツール登録担当者メールアドレス	
ITツール登録担当者連絡先	

※画面イメージ

ITツール登録担当者種別  コンソーシアム幹事社  コンソーシアム構成員から選択

検索

申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。

**担当構成員検索**

申請番号	
構成員の管理番号	
法人名	
屋号・番号	
代表者名：氏	
代表者名：名	

検索結果をクリア 検索

申請番号	構成員名

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合構成員の登録リストが表示されます。ITツール登録担当となる構成員を選択してください。

※幹事社画面の例

※「×ボタン」が表示されませんが枠外を押下いただくことで前の画面に戻ることができます。



各画面において必須項目を入力し、正常に画面遷移ができた場合は、画面遷移前までの入力情報が一時保存されます。入力途中の場合、入力情報は保存されませんのでご注意ください。

5

登録するITツール情報を入力してください。

**STEP 4** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

担当者/カテゴリー選択

ITツール登録担当者種別 <small>必須</small>	<input type="radio"/> コンソーシアム幹事社 <input type="radio"/> コンソーシアム構成員から選択 <small>申請するITツールに関する問い合わせ先を選択してください。</small>
ITツール登録担当者	
ITツール登録担当者メールアドレス	
ITツール登録担当者連絡先	
カテゴリー <small>必須</small>	<input type="radio"/> ソフトウェア <input type="radio"/> 機能拡張 <input type="radio"/> データ連携ツール <input type="radio"/> セキュリティ <input type="radio"/> 導入コンサルティング <input type="radio"/> 導入設定、マニュアル作成、導入研修 <input type="radio"/> 保守・サポート <input type="radio"/> POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機 <input checked="" type="radio"/> サイバーセキュリティお助け隊サービス <small>※レジ以外の用途で、会計・受発金・決済・ECのいずれかの機能を含むソフトウェアと併せて導入する【カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機】については事前の登録申請は不要です。</small>
ITツール管理コード <small>必須</small>	<input type="text" value="全角半角で入力 80文字以内"/> <small>自社で管理するための任意のコードを入力してください。</small>
ITツール名 <small>必須</small>	<input type="text" value="全角半角で入力 80文字以内"/> <small>・同じITツール名は利用できません。          ・シリーズや複数プランの一括登録はできません。製品毎・プラン毎にわけて登録してください。          ・正式な製品名をつけてください。(NG例：補助金/バック、おすすめプランforIT補助金)          ・ホームページに掲載されます。          ・実績報告の用に提出される証憑とITツール名が突合しやすい名称にしてください。</small>

戻る 次へ

**STEP 5** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0%  100%

ITツール基本情報入力

サイバーセキュリティお助け隊サービス制度



サイバーセキュリティお助け隊として認められたITツールですか？  
サイバーセキュリティお助け隊とは

登録番号 <small>必須</small>	<input type="text" value="半角で入力 (入力例: 2022-999)"/>
開発メーカー <small>必須</small>	<input type="radio"/> 自社製品 <input type="radio"/> 他社製品
開発メーカー名 <small>必須</small>	<input type="text" value="全角半角で入力 1000文字以内"/> <small>他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。</small>
本ITツールを導入するまでにかかる日数 <small>必須</small>	<input type="text" value="半角数字で入力"/> 日 <small>本ITツールを購入（契約）してから導入するまでにかかる日数（目安）を入力してください。</small>
導入にかかる作業（項目）内容 <small>必須</small>	<input type="text" value="全角半角で入力 255文字以内"/> <small>導入方法と作業内容を入力してください。例1：技術スタッフが設備の上インストール作業を行います。1台あたり1時間          例2：発行したID、PWをお客様にて利用開始。導入作業時間なし。</small>
ITツール概要（説明） <small>必須</small>	<input type="text" value="全角半角で入力 1000文字以内"/> <small>ITツールの概要説明を記述してください。どのような機能を有しているか、導入によってどのような効果を実現できるかをできるだけ詳しく記述してください。オプションや複数の場合は別のソフトに対するものかをわかるように記述してください。※ホームページに掲載されます</small>
WEB掲載用URL <small>必須</small>	<input type="text" value="http://xxxxxx.com"/> <small>※ホームページに掲載されます。</small>
審査用説明URL <small>必須</small>	<input type="text" value="http://xxxxxx.com"/> <small>プロセス（経緯）と価格について確認が取れるURLを入力してください。この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。          !資料例：機能一覧、機能構成図、価格資料</small>
自社が顧客へ導入した会社数 <small>必須</small>	<input type="text" value="半角数字で入力"/> 社 <small>自社が顧客へ導入した会社数（実績）を入力してください（開発メーカーが販売した数ではありません）</small>
販売を開始した日 <small>必須</small>	<input type="text" value="YYYY/MM/DD"/> <small>本ITツールの販売を開始した日（過去日）を入力してください（開発メーカーが販売を開始した日ではありません）</small>

戻る 次へ

5 ここまでに入力した内容を確認してください。

**STEP 6** ITツール登録 入力 ※画面イメージ

0% 100%

価格の入力

価格設定(自由記載) **必須**

(記載例)  
 初期費用: ●●円  
 月額費用: UTM ●●円/台、EDR ●●円/ライセンス  
※初期費用及び月額費用について、できるだけ詳細にご記入ください。

上限価格(税抜) **必須**

半角数字で入力 カンマ不可 円  
初期費用の上限価格を入力してください。税抜で入力してください。  
 ※ 初期費用が無料の場合には、0をご入力ください。

ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)単位あたりの月額費用上限価格(税抜) **必須**

半角数字で入力 カンマ不可 円/台  
UTM 1台あたりの価格等をご入力ください。税抜で入力してください。  
 なお、登録をしない場合、入力は不要です。

端末監視型サービス(EDR等)単位あたりの月額費用上限価格(税抜) **必須**

半角数字で入力 カンマ不可 円/Lic  
EDR 1台あたりの価格等をご入力ください。税抜で入力してください。  
 なお、登録をしない場合、入力は不要です。

ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用

パッケージ提供価格の代表的な例を1~3つご入力ください。なお、登録をしない場合、入力は不要です。

パッケージ	価格(円・税抜)	機能の内訳	
		ネットワーク一括監視型(台)	端末監視型(Lic)
1	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可
2	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可
3	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可

例: UTM 1台、EDR 5ライセンスのパッケージを12,000円(税抜)で販売している場合、価格(円 税抜): 12,000円(機能の内訳: ネットワーク一括監視型1台、端末監視型5ライセンス)

戻る 次へ

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください

**STEP 7** 資料添付 ※画面イメージ

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。  
 ITツールのプロセス(機能)と価格が確認できる資料を添付してください。  
 この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。  
資料例:機能一覧、機能構成図、価格資料

機能説明資料 **必須**

価格説明資料 **必須**

その他説明資料(任意)

添付漏れはありませんか?  
なければ次へをクリックしてください。

戻る 次へ

**STEP 8** ITツール登録 確認 ※画面イメージ

0% 100%

申請内容の確認

入力内容および添付ファイルを確認してください。  
 添付したファイルは黙って中身を確認し、添付間違いがないか必ずご確認ください。

ITツール登録担当者種別

ITツール登録担当者

ITツール登録担当者メールアドレス

ITツール登録担当者連絡先

カテゴリー

ITツール管理コード

ITツール名

開発メーカー

※画面イメージ

内容にお間違えがなければ登録ボタンを押してください。

戻る 修正 登録



不備訂正時のみ事務局への連絡手段として「備考欄」が表示されます。申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

備考

事務局の指示があった場合のみ利用して下さい。  
 備考欄では申請情報の変更やその他問い合わせ等のご対応は受付できかねますので、ご注意ください。

※画面イメージ

この内容を登録します。よろしいですか?

**FINISH** ITツール登録 完了 ※画面イメージ

0% 100%

入力完了

## 7. お問い合わせ

---



## 7. お問い合わせ先

お問い合わせは下記連絡先までお願いいたします。



IT導入補助金HP

<https://it-shien.smrj.go.jp>

### サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター



**0570-666-376**

(通話料がかかります)

IP電話等からの  
お問い合わせ先

**050-3133-3272**

受付時間 9時30分 ~ 17時30分(土曜・日曜・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

※電話が大変混み合っております。

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

## 【改訂履歴】

2023年8月1日	新規作成
2023年8月14日	P2, 8, 46 2つ目以降のITツール登録/申請取下げに関する記載を更新
2023年8月28日	P2, 4, 8, 9, 43, 46, 47, 52 ITツールの2つ目以降の登録(構成員)/登録済みITツールの情報変更/申請取下げ(構成員)/登録解除に関する記載を更新
2023年10月2日	表紙,P8,45,46,57,65,69,72,75 TOPPAN株式会社の社名変更に伴う改訂/構成員による2つ目以降のITツール追加/ステータス/メール配信/構成員による変更追加・情報変更(申請なし)に関する記載を更新/地域別最低賃金の加点項目改訂に伴う画面差替え
2023年10月16日	P46 メール配信に関する内容を更新
2023年10月18日	P46 メール配信に関する内容を更新
2023年10月26日	P35, 36, 45, 46, 58, 66, 68, 70, 71, 73, 76 価格入力の注意事項を追記/メール配信に関する内容を更新/入力情報の保存に関する補足を追記
2023年11月13日	P45, P78 ステータスを一部修正、説明文を修正
2023年11月29日	P65, 69, 72, 75, 78 備考欄の補足説明を追記
2023年12月27日	P7 必要書類に関する注意事項を追記
2024年1月29日	P2 申請受付完了に伴い文言追記
2024年1月30日	P35,59,60,61,62,72,73,75,76 サイバーセキュリティお助け隊サービスについての注記を追加 ITツール登録画面変更に伴う画面差替え ソフトウェアの価格入力の説明を追記/レジ種類変更 入力内容確認画面の表示の変更